

## 平成20年12月5日（金曜日）

### 出席議員（15名）

副議長	水	口	裕	子	君	8番	能	村	憲	治	君
1番	生	田	勇	人	君	9番	北	川		進	君
2番	南		和	彦	君	10番	清	水	文	雄	君
3番	川	口	正	己	君	12番	八	田	外	茂	男
4番	藤	井	良	信	君	13番	中	川		達	君
5番	恩	道	正	博	君	14番	南		守	雄	君
6番	北	川	悦	子	君	15番	米	田		満	君
7番	夷	藤		満	君						

### 欠席議員（1名）

議長	渡	辺	旺	君
----	---	---	---	---

### 説明のため出席した者

町長	八	十	出	泰	成	君	まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長	大	徳	茂	君
副町長	蓑			外	史	男	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	北	川	真	由美
教育長	西	尾	雄	次	君		町民福祉部 町民生活課長	川	口	克	則
総務部長 兼まちづくり政策部長	高	木	和	彦	君		町民福祉部 町民生活課参事	宮	崎	裕	子
町民福祉部長	荒	家	良	樹	君		町民福祉部 健康推進課長	重	原		正
都市整備部長	橋	本		稔	君		町民福祉部 介護福祉課長	長	丸	信	也
消防長	八	田	精	三	君		都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	転	正		步
会計管理者 兼会計課長	黒	田	邦	彦	君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	長	田		学
総務部長 兼総務課長	田	中		徹	君		都市整備部上下水道課長 兼新工本ルキ-開発対策室長	中	西	昭	夫
総務部参事	島	田	睦	郎	君		教育委員会 学校教育課長	長	丸	一	平
総務部長 兼総務課長	北		雅	夫	君		教育委員会 生涯学習課長	出	川	常	俊
まちづくり政策部 企画財政課長	山	田	吉	弘	君		消防本部次長 兼消防署長	津	幡		博

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治君 事務局書記 東 康 弘君

議事日程（第2号）

平成20年12月5日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程（議案第80号から議案第93号まで）

日程第2

町政一般質問

1番 生 田 勇 人

3番 川 口 正 己

2番 南 和 彦

8番 能 村 憲 治

4番 藤 井 良 信

12番 八 田 外茂男

5番 恩 道 正 博

10番 清 水 文 雄

6番 北 川 悦 子

7番 夷 藤 満

午前10時00分開議

開 議

副議長【水口裕子君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様におかれましては、師走になりまして寒さが一段と厳しくなっております。きょうも大変ひどい日になりました。この中、本会議場にお越しいただき、まことにご苦労さまでございます。

議員各位におかれましても、本年最後の定例会でございますので、健康には十分留意の上、慎重審議を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

それでは、座りましてお願いいたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は、15名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議時間の延長

副議長【水口裕子君】 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

諸般の報告

副議長【水口裕子君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、3日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、渡辺旺議長より、本日の会議を欠席

するという届け出がありましたので、ご了承をお願いいたします。

#### 議案一括上程

副議長【水口裕子君】 日程第1、議案第80号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について〕から議案第93号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14議案を一括して議題といたします。

各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

#### 質 疑

副議長【水口裕子君】 これより提出議案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

12番、八田外茂男さん。

〔12番 八田外茂男君 登壇〕

12番【八田外茂男君】 提出議案に対する質疑をさせていただきます。

議案書27ページ、議案第82号平成20年度内灘町一般会計補正予算（第4号）の第1条歳入歳出予算の補正中の歳入第15款財産収入第2項財産売払収入第1目不動産売払収入第1節土地売払収入2億2,891万円のうち、鶴ヶ丘2丁目犬ふれあい広場跡地売り払い1億1,500万円及びそれに対する歳出、56ページ、第13款諸支出金第2項基金費2目公共公用地施設整備基金費第25節積立金2億3,036万8,000円のうち、鶴ヶ丘2丁目の先ほど言いました犬ふれあい広場跡地売り払いの代金1億1,500万円を基金として積むというそれぞれの議案に対して質疑を行います。

この議案につきましては、きのう、北國新聞の中で報道され、内灘町が町道を間違えて売却してしまった。こういうことは皆さんもご存じだと思いますが、この際、48平米売却されたというふうに報道されています。この

説明を私たち議会は3日の日に全員協議会の場で町長の謝罪と説明を受けてまいりました。私自身、そのときの説明を聞きまして、どうしても納得できない。もう一度、この議場でお聞きしたいという思いで、今回、質疑をさせていただきます。

町は、この問題の解決方法として、売却した土地の東側の町有地を面積案分をして、等価交換で原状回復をしたい、そういう趣旨の説明がありました。しかし、この残地で本当にこういう等価交換で処分をしていいのか、そういう議論が議会で、委員会でちゃんと議論をされていない状況で相手方と交渉に移るのは、ちょっと尚早ではないか。

残地の残った地面の形態、有効利用をするための観点から言って、本当にそれでいいのか。等価交換する、それともお金を戻してその分を返却する。また、いろんな面を考えて仕切り直す。いろんな方法があるはずですが、これはやっぱりミスを犯した町の責任でもありますので、やっぱりそれを議会として安易に認めるというのは、私は議会の権限という問題もあると思います。

そういうことを踏まえて、もう一度議会でしっかり担当の総務常任委員会、また関連する特別委員会がございますので、そこに町側としては一たんげたを預けて、その審議をまって相手方と交渉するというのが筋ではないかと、こういう気持ちがあるかお聞きしたいという質疑をさせていただきます。

以上です。

副議長【水口裕子君】 答弁は。

高木和彦総務部長兼まちづくり政策部長。

〔総務部長兼まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

総務部長兼まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいまの八田議員の質疑にお答えをいたします。

まず、新聞報道等により、町民の皆様、議会の皆様にも多大なるご迷惑をおかけいたしました。改めまして、深くおわびを申し上げます。

す。申しわけございませんでした。

今回のミスは、道路分筆の際に基本となる道路台帳との照合を怠ったという単純なミスから発生いたしました。しかし、そのことは極めて重大なことであり受けとめております。今後このようなことのないような業務の執行体制の確立に取り組んでまいりたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

なお、この問題の対処といたしましては、処分をいたしました相手方との協議が必要となりますが、確保すべき道路部分の待避帯部分と町の残地が残っておりますので、その部分を等価交換いたしたいと考えております。

このことについては、相手方にもおおむねの了承はいただいております。しかし、議会のご意見もお聞きしまして、そのことも踏まえて最終的に町で判断をし、手続は議会終了後に行いたいと思います。よろしく願いいたします。

副議長【水口裕子君】 よろしいでしょうか。

12番【八田外茂男君】 いいです、それで。

副議長【水口裕子君】 ほかに質疑ありますか。

7番、夷藤満さん。

〔7番 夷藤満君 登壇〕

7番【夷藤満君】 私のほうから、1点質疑をさせていただきます。

議案書第45ページ、議案第82号平成20年度内灘町一般会計補正予算（第4号）の第1条歳入歳出予算の補正中の歳出第6款農業水産費第3項水産業費第1目水産業費第16節負担金補助及び交付金の66万6,000円、緊急漁業用燃料費助成金についてお聞きをいたします。

緊急漁業用燃料費助成金66万6,000円について、その根拠たる基準となるA重油及び軽油の単価ときょう現在のそれぞれの単価及び現在の単価で推移した場合の1件当たりの平均的な助成金額をお教えいただきたいと思っております。

副議長【水口裕子君】 今、45ページの16節とおっしゃいましたけれども、19節の間違いですね。19節でよろしいですね。

7番【夷藤満君】 済みません。お願いします。

副議長【水口裕子君】 じゃ、この19節の今の質問について答弁お願いいたします。

都市整備部長、橋本稔さん。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

都市整備部長【橋本稔君】 夷藤議員の現在のA重油、軽油の単価及びそれで推移するとどれぐらいの補助金になるかということにつきましてお答えいたします。

この予算を計上いたしましたときは、平成20年10月末単価で計算をいたしております。そのときにはA重油104円、軽油111円 税抜きでございますけれども で計算をいたしております。

その後、細かい調査は今現在の単価は行っておりません。それで、実勢といたしましてはこれから下がっているというふうに聞いております。その数字につきましては調査いたしまして、委員会の席で報告したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。今現在、その追跡調査は行っておりません。

副議長【水口裕子君】 どうぞ。

7番【夷藤満君】 ありがとうございます。現在の単価的なものはまだ調べてないということで、漁業者に対し、この助成でいきますと少ししか助成ができないような状況だということですね。少なくとも7月11日の先物価格147ドルを最高に原油価格は下がり続け、現在は47ドルまで暴落し続けております。

私も経営学者でもありませんから先の見通しはできません。しかし、今回町が提案している制度では、漁業者への有効な助成法とは思えないということでもあります。

例えば県漁業が行っているようなリッター当たり12円を助成するような方法をとるような議論が町当局内にあったのか、またそのよ

うな下落傾向が続く現状で国の助成方法を採用したのはなぜですか。その点についてもう一つ聞かせてください。

副議長【水口裕子君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

都市整備部長【橋本稔君】 夷藤議員の再質問についてお答えいたします。

この制度を採用いたしましたのは、まず国が漁業者に対する燃油補助制度を公表いたしました。その発表された制度に対して、内灘町の現在の漁協支所の漁業者の方がほとんど適用されないような条項でございましたので、内灘町での漁業者が適用できるような形で国の制度を見直しをいたしました。基本的には、国の制度を見直したという形で現在の制度をつくっております。

副議長【水口裕子君】 7番さん、どうぞ。

7番【夷藤満君】 ご答弁のほう、ありがとうございます。

この議案については、産業建設常任委員会のほうで議論されるわけではありますが、町の制度は変更等その他ということで委員会でいろいろ議論されると思いますので、そういう可能性があるかないかについて1点だけ答えていただいて、最後、終わらしたいと思いません。

副議長【水口裕子君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

都市整備部長【橋本稔君】 再度の質問にお答えいたします。

制度の見直しの可能性につきましては、委員会の審議の過程の中で再度審議をしたいと思えます。そういう形でもよろしくお願ひいたします。

副議長【水口裕子君】 ということで、委員会の審議ということでよろしくお願ひしたいと思えます。

では、ほかに質疑ありませんか。 では、

これをもって質疑なしと認めます。

質疑をこれで終了いたします。

#### 議案等の委員会付託

副議長【水口裕子君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について〕から議案第93号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14議案については、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することと決定いたしました。

なお、継続審査となっております陳情第5号、請願第9号、請願第12号、請願第15号については、付託委員会の方で審査をお願いいたします。

次に、今期定例会までに受理しました請願第17号暮らせる年金の実現を求めることについて、請願第18号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、請願第19号燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしますので、審査をお願いいたします。

#### 一般質問

副議長【水口裕子君】 日程第2、これより町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1番、生田勇人さん。

〔1番 生田勇人君 登壇〕

1番【生田勇人君】 議席番号1番、生田

勇人です。

傍聴の皆様方におかれましては、早朝より大変ご苦労さまです。

平成20年第4回定例会におきまして、一般質問の機会を得ましたので、通告内容に従い質問をします。

私の通告してある質問は3点です。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目は、学校給食について質問をします。

昨年来、世間をにぎわしている食品の偽装問題、また中国産の化学薬品の付着または混入した原材料の使用による人体影響への懸念が後を絶たないわけではありますが、当町でも平成17年の3月と9月延べ2回にわたり、中学校の学校給食におきまして2品目の卵製品に事故米でん粉混入の可能性があると報告がございました。

こうした食への不安が高まる中、安心・安全な国産、とりわけ地元産の農作物が脚光を浴びており、地産地消の推進が取りざたされている中、学校給食にも地元産農作物等の食材を多に取り入れることはできないかということに大きな関心が寄せられております。

私の所属します文教福祉常任委員会でも10月の委員会視察におきまして、学校給食での地産地消の取り組み方について長野県大町市にて研修視察を行ってまいりました。大町市では、各学校単位で調理場を持ち、栄養士が県から派遣され献立が考えられており、各学校で毎日の献立が違い、食材も1学校単位での発注数ということから、効率よく地元農作物が使用されておるということでした。

当町の学校給食はご存じのとおり、共同調理場での町内の小中学校すべての給食を同一献立にて調理しており、地元産の農作物等の使用割合は2割程度だと伺っております。毎日2,800食もの量を賄う当町学校給食において、必要な時期に、必要な量の材料をとというわけには現在はなかなかいかないようですが、食の不安により、今まさに農業が脚

光を浴びてきており、今後、この広大な河北潟干拓地、砂丘畑においてつくられた地元産農作物の地産地消に期待が寄せられているわけではありますが、町も地元営農者と農作物の確保や開発、流通において、なお一層積極的に取り組んでいただきたいと思います。

とはいったものの、安定供給量の確保できる地元農作物が現在は少ない現状ではありますが、その中においても通年にて安定供給ができる農作物がございます。それは私たち日本人の主食である米です。現在、当町学校給食における使用米は石川県産コシヒカリ2等米です。この石川県産コシヒカリ2等米を20年度は2万7,253キログラム、俵数にして約455俵を石川県学校給食会に申し入れており、米心という会社が炊飯して共同調理場まで運んでおります。

内灘産米におきましては、JAかほく内灘支店での内灘産平成20年コシヒカリ買入集荷数実績においては約2,200俵余りを買入れしており、ことしから内灘町土地改良区の協力も得て行った夜間低水温時での給水にて育成されたこのコシヒカリは、この集荷数における1等米の比率が92.5%と特に良好なものとなっております。これは、一般的に生育もよく、おいしいと人気があります、水が冷たい中山間地にて収穫された米、とりわけ近場で言いますと津幡町の山側、JAかほく津幡東支店集荷のことしのコシヒカリ1等米比率91.8%をしのぐものであります。この誇れる内灘産米を、地元農作物地産地消の先駆けとして学校給食に使用したらどうかというものであります。

現在の学校給食にて使用されております2等米は、1等米と比較した場合、カメムシ被害などの虫食い、未熟である乳白米の割合が多く、価格も1等米より俵当たり600円程度低いものとなっております。

当町の学校給食米を地元産コシヒカリ1等米とした場合、先ほど挙げました455俵掛ける

600円ということでは27万3,000円の格差となりますが、近隣の市町、とりわけ加賀方面の多くの自治体においては、この格差が保護者の負担増とすることなく、1・2等米の格差助成を行っております。

安全面におきましても、営農組合等で安定供給用地の選定を行い、学校給食米の生産地と位置づけしての明記や有機肥料等による学校給食米育成に対して有良で均一な土壌づくり、そして生産者の顔を見ることができるといった、安心・安全で品質のばらつきのない優良な米づくりが必要です。また、その学校給食用水田を、小中学校での食農教育において活用し、体験教育のみならず、現在、農業が抱えますさまざまな問題等の学習と理解を広く深めることがこれからの教育には必要ではないかと考えます。

これらの地産地消、食の安全、食農教育を、まずは主食である米において町の取り組みとして進めていただきたい、こう考えますが、この点について町の見解をお聞かせください。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、災害相互応援協定について質問をします。

現在、当町は隣接する金沢市と2年前の平成17年8月に災害応援協定を締結しており、本年8月28日に起きました金沢市での局地的大雨で被害のありました浅野川流域の家屋等において、町職員の方が流木の除去や家屋や道路に侵入、堆積した泥の撤去などに派遣され、大いにこの協定の成果があらわれたことは記憶に新しいところです。応援派遣されました職員の方々には、大変ご苦労さまでございました。

もし反対に、当町で被害が甚大な災害が発生したときには、金沢市からの応援が期待でき、大変心強いものであります。

昨年、向粟崎小学校で行われました金沢市との合同震災訓練では、金沢市の山出市長と

当町の八十出町長との緊急災害時を想定したテレビ電話によるやりとり等もあり、大変大がかりな訓練でしたが、参加した町民の皆様には心強く感じたことでしょう。

しかし、当町の地形や位置関係を考えたとき、隣接するかほく市や津幡町ともぜひ同様な協定を結んでいただきたいというのがこの質問の趣旨であります。

本年8月末に西荒屋小学校におきまして、北部地区を中心とした震災訓練がとり行われました。

昨年の金沢市との合同震災訓練のときのような通信システムはありませんでしたが、それ以外は昨年同様、大がかりな訓練となり、町民の皆様の震災時意識において、昨年同様、有意義な訓練だったと感じます。

そんな中で聞こえてくるのは、やはり当町の地形に関する不安の声です。昨年も訓練に参加された方々からは、「やはり南部でない」と金沢市との訓練や応援協定は生かせないんじゃないか」といった声や、「震災により橋がすべて分断されたら我々はどうなるんや」との声が聞こえてまいりました。確かにそのとおり、当町の地形は河北潟放水路により2分されております。震災や災害により放水路にかかるすべての架橋が寸断されたらどうなるのか。

この西荒屋小学校での震災訓練のときに、昨年の金沢市との訓練同様、北部地区と地続きとなっておりますかほく市との協力応援体制が目に見えて実感できれば、参加された町民の皆さんはどんなに心強かったでしょうか。

旧河北郡、現河北郡市は過去から現在におきましても、行政、民間問わずあらゆるところで協力体制を構築しているものが多々ある区域です。防災の面におきましても今年度より2市2町で消防通信指令システムが共同運用されております。このような面を含め考えましても、河北郡市の1市2町での災害相互応援協定の締結が町民の安心・安全のため、

そして河北郡市における行政主導の協力体制をなお一層確立するため、一刻も早く必要と感じますが、この点について町の見解をお聞きいたします。

続きまして3点目、最後の質問に入らせていただきます。

3点目は、病児保育事業について質問をいたします。

病児保育事業については、南和彦議員がその必要性と進捗状況において、これまで二度にわたり質問されており、その中で町長は「この事業は医療機関との連携が不可欠であり、金沢医科大学に打診して協議中である」とし、進捗状況においては「金沢医大と協議を進めているが、大根布保育所の建設場所決定後、実施の検討をしていきたい」とも答弁されております。

しかしながら、平成20年第2回定例議会一般質問で私は、町立保育所の民設民営化計画に基づき、多種多様なニーズに対応するため、大根布保育所のみならず、計画対象となっている町立保育所すべてにおいて民設民営化をスピードアップすべきだとの質問をさせていただきました。

多種多様なニーズの中には、もちろん今回質問させていただきます病児保育も含まれてはいたわけでありますが、この保育所民設民営化促進の質問に対して町長は「民設民営化が対象となっている他の町立保育所において進められるところから手がけていきたい」との答弁でした。

現在、該当する町立保育所において、地区協議、保護者協議が持たれており、民営化に向けてかなり話し合いが進捗している保育所があるとも聞いております。大根布保育所民設民営化よりいち早く、緑台保育所、鶴ヶ丘保育所、鶴ヶ丘東保育所が民設民営化されるこういったことも可能性としては多いにあるわけであります。このようなことを考えましても、大根布保育所の民営化決定以後、病児

保育の手法を検討するのでは、保護者が求める保育ニーズにおくれをとる感がいたします。

私は南議員と同様、病児保育は働く保護者にとって仕事と子育てを両立する上においての重要な施策と位置づけし、仕事を持つ保護者の方々もそうですが、内灘に将来住居を構えたい、また現在住みたいと思案中の方々を対象に、魅力ある子育て支援策を浸透させ、今後の定住人口増加を期する上でも早期の実施が必要だと考えますが、この病児保育事業の取り組みにおいて、町の方針をお聞きいたします。

以上で私の質問は終わります。

町長初め関係部局には明快な答弁とあわせて、今後の方針と方向性を示していただきたいと思います。

ありがとうございました。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 生田議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、今ほど質問ありました病児保育についてお答えさせていただきたいと思います。

私は、就任以来、子育て支援を最重点施策と位置づけまして、「子育てしやすい町」を目指してまいりました。

議員ご質問の病児保育事業に対しましては、働く保護者にとって仕事と子育てを両立していく上でなくてはならない制度だと考えております。言ってみれば、究極の子育て支援策だと、こんなふうにも考えているわけでございます。

その実施手法につきましては、医療施設に併設して実施する方法と保育所に併設して実施する方法などがあるわけでございます。その中でも医療施設に併設して実施する方法では、医師が常駐していることから、お子様を預ける保護者にとって最も安心できる方法と考え、現在、金沢医科大学病院での開設を

進めているところでございます。

現在、金沢医科大学病院とは、開設時期あるいは受入定員、病児保育室の設置場所、運営に係る財源などについて双方で協議をしております。そして、来年度の早い時期に開設できるように今準備を進めているところでございます。

また、今後進めたい子育て支援策といたしまして休日保育があるわけでございますが、この事業も働く保護者にとって大切な事業でもあります。現在、鶴ヶ丘乳児保育園と白帆台保育園の2カ所の民間保育園で実施をしておりますが、年々需要が高まっているわけございまして、町立保育所としてもできるところから始めようとこんなふうに思っています。来年度では町立向粟崎保育所においても実施する方向で検討を進めてまいりたいと考えているわけでございます。

いずれにいたしましても、安心して子育てができる魅力あるまちを目指して、今後、一層子育て支援策を充実し、ひいては若者の定住人口増加にぜひつなげていきたいと、こんなふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

副議長【水口裕子君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

教育長【西尾雄次君】 生田議員ご質問の学校給食米についてお答えをいたします。

生田議員ご質問のとおり、内灘町の学校給食のお米は、石川県学校給食会が石川県産2等米コシヒカリを全農石川県本部から買い付けをし、給食用に使用をいたしております。

生田議員ご提案の取り組みにつきましては、既に県内の米の産地の4市2町においてJAとの連携によって実施をされております。

河北郡市におきましても、現在、JAかほくと協議し、それぞれの行政区の1等米コシヒカリを提供できないか。その実施に向けて協議をいたしているところでございます。この実施に当たりましては、内灘産米の普及の

立場から、内灘町におきましても生産者の顔の見える安全・安心なお米の提供について取り入れていきたいと、そのように考えております。

差し当たり、平成21年度の学校給食には、20年産内灘産米を、そして22年度から生産段階からご質問にもありました優良な土壌づくりや低農薬に配慮された、よりおいしい内灘産米を提供できないか、そのように検討をいたしてまいりたいと考えております。

なお、現在給食に用いている2等米と1等米とは、60キロ当たり600円の差額が生じますが、これにつきましては先行の他自治体同様に、町の一般財源で補てんしてまいりたいと、かように考えております。

また、子供たちの現地体験等による食農教育につきましては、とても重要なことであると認識しておりますので、来年度から新学習指導要領が改訂されることに伴い、授業時数の増加が見込まれますことから、そういった取り組みができないか、学校現場と協議し、また検討してまいりたいと、かように考えております。

以上です。

副議長【水口裕子君】 高木和彦総務部長兼まちづくり政策部長。

〔総務部長兼まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

総務部長兼まちづくり政策部長【高木和彦君】 私から、2点目のご質問の災害相互応援協定についてお答えをいたします。

地震など大規模な災害が発生し、十分な対応措置を自治体みずからが実施できない場合におきまして、相互に応援協力することを目的に平成17年8月、金沢市と災害相互応援協定を締結いたしました。この災害協定に基づき水道事業において暫定的な給水に関する協定を結び、内灘町の自己水の取水状況を災害に準じた状態とみなし、本年1月10日から金沢市の水道水の供給を受けております。また、7月28日、浅野川のはんらんによる災害に対

しましては、内灘町職員を金沢市へ清掃活動として3日間20名を派遣いたしました。

災害はいつ、いかなる状況で発生するかわかりません。放水路など内灘町の特徴的地形もございます。さまざまな状況に対応ができるよう、隣接する金沢市のみならず、かほく市、津幡町とも同様な災害相互応援協定の締結に向け、早急に協議を進めてまいります。

また、大災害を想定した場合には、隣接自治体だけでなく、広域的な応援体制も必要であります。今後、その点も踏まえた体制づくりを検討したいと思っております。

以上でございます。

副議長【水口裕子君】 答弁が終わりました。生田さん、よろしいでしょうか。

1番【生田勇人君】 (議席より) はい。

副議長【水口裕子君】 では、3番、川口正己さん。

(3番 川口正己君 登壇)

3番【川口正己君】 おはようございます。

議席3番、川口正己でございます。

傍聴人の皆様、傍聴大変ありがとうございます。

早速ですが、町長並びに執行部におかれましては明快な答弁をお願いして、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、町公共施設や道の駅サンセットパークにオストメイト対応型トイレを設置してはという質問でございます。

オストメイトとは余り聞きなれない言葉ですが、がんやその他の病気、事故などで膀胱や大腸、直腸を摘出し人口膀胱や人口肛門となられた方々のことをいいます。

摘出手術の原因としては、やはりがんが一番多いとのこと。現在、我が国では、食事の西欧化により、急激に大腸がんにかかる人がふえてきており、罹患率、死亡者数は今や胃がんを追い越し、肺がんに次いで多くなってきております。

また、膀胱がんは大腸がんなどの他のがん

に比べると発症数は少ないとのことですが、最新鋭のPET検診でも発見することはできず、また膀胱自体が痛みを感じにくいことなどで早期発見が難しいがんであり、一点でも筋肉層にがんが浸潤していれば摘出するしかないとのことでもあります。

私の知り合いの医師の話によれば、私たちが思っているよりも、オストメイトの方たちは多いとのこと。どうしても便や尿に関することですので、他人には隠す傾向にあるとのこと。

また、オストメイトを支援している社団法人日本オストミー協会や看護をしていた人の話によれば、オストメイトの方々が気にしていることは、においがしているのではないかと、ストーマパックという袋を装着するときに皮膚との間に隙間ができ、いつの間にか漏れることがある。オストメイト対応トイレを設置してあるところが少なく、外出時にストーマパックを交換することが困難なため出不精になる。ストーマパックが高価なため、福祉制度を利用しても金銭的負担が大きいとのことでした。

このような状況から、2006年12月に高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律であるバリアフリー新法が施行されました。このバリアフリー新法により、高齢者や子供連れの人、車いすの人だけでなく、オストメイトの方への配慮も義務化され、オストメイト対応設備の設置義務づけ対象施設が不特定多数利用の公共民間施設まで拡大しております。

また、オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業、これは障害者自立支援対策臨時特例交付金としてですが、設備の補助制度も設けられました。私が見たところ、我が町には対応しているトイレがまだないと思っておりますが、町の公共施設や国土交通省への本来の登録要綱ならば10器以上の便器が必要な道の駅サンセットパークの身障者用トイレを改修してオ

ストメイト対応トイレにしてはどうでしょうか。町長並びに執行部のご見解を伺いたいと思います。

次の質問に入ります。

現在、町にある5つの小学校では、子供たちが伸び伸びと学童野球やサッカーなどのスポーツを楽しんでおります。また、小学校は、教育の場であるとともに、地域社会の核でもあり、環境問題が取りざたされている昨今、環境教育を社会に広げていくために重要な拠点と考えられております。

このため、環境省が主導となって行われている学校エコ改修と環境教育事業は、ヒートアイランドの抑制、温暖化防止の対策事業として既存の学校校舎などをエコ改修するに当たり、児童のみならず、地域住民、社会人に対する環境教育の教材として活用していくとするものであり、二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修事業の2分の1を補助するものであります。

また、文部科学省の屋外教育環境整備事業も「たくましく心豊かな子ども達を育成するため、学校の屋外教育環境の整備を図る」ことを趣旨として、グラウンドの芝生化、校舎の屋上緑化、ビオトープの設置などを補助対象としており、その費用の3分の1を助成するものであります。

しかしながら、このような助成制度があっても各地方自治体の財政難もあり、全国の約4万3,000校の公立学校のうち、助成制度を利用し、校庭を芝生化した学校は平成19年度までで366校にとどまっているとのことです。

こうしたことから、サッカーくじのトトを運営している日本スポーツ振興センターが公立学校のグラウンドを芝生化する事業を来年度から助成対象にすることを決めたと報道されております。

この助成制度は、地域住民のスポーツ活動に校庭を開放することを条件とし、天然芝を敷く費用の80%を上限に助成するとのことで

あります。グラウンドの芝生化をした鳥根県安来市社日小、大阪の北条小学校などでは、砂ぼこりが抑えられ、また炎天下での地表温度が10度以上下げられたという研究結果が和歌山大学工学部山田准教授から出されております。また、同志社大学心理学鈴木教室の研究結果では、子供たちの怒り反応、抑うつなどのストレス反応が減少したとの研究結果も出ております。

芝の施工、維持管理にどうしても懸案が残りますが、前述した同じ日本海側の鳥根県社日小学校では、鳥取方式と呼ばれるニール・スミスさんと鳥取大学の中野准教授が共同開発した芝生で行ったそうですが、約8,000平米のグラウンドの芝生化に芝刈機を含んだ、施工費で約120万円、管理運営費で年間約15万円以内とのことです。

今までは芝生化をするということは高額な施工費、管理費がかかるというのが常識でしたが、ティフトンという芝を使うと施工期間がわずか2カ月足らず、踏めば踏むほど根が発育する芝のため、施工期間でも使用可能で、1平米当たり100円以下で全面芝生化にできるそうです。これは、さきおとついの12月2日にテレビ朝日系の「ニュースステーション」で特集してありましたから見られた方も多いと思います。

今回の日本スポーツ振興センターの助成申請期間は、先月11月26日から来年1月9日までのわずかな期間となっております。ぜひとも我が町すべての小学校で申請していただきたいと考えておりますが、町執行部の考えをお聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。

町長並びに執行部におかれましては、前向きな答弁をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 川口議員の一般質

問にお答えしたいと思います。

私からは、オストメイト対応トイレを設置せよということにつきまして、お答えしたいと思います。

議員おっしゃいましたように、オストメイト対応トイレの設置につきましては、平成18年12月20日にバリアフリー新法と言われる高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律が施行されまして、不特定多数の方が利用するもの、または主として高齢者や障害者などが利用する病院、老人ホーム等の建築物で2,000平米以上の建築物などを新設する場合には適合義務が課されまして、その他の既存の建築物などにつきましては適合努力義務と規定されているものでございます。

また、石川県の定めます石川県バリアフリー社会の推進に関する条例では、バリアフリー新法で定める建築物の面積基準の2分の1に相当する1,000平米以上と規定をいたしまして、より一層障害者の方々に対するバリアフリーの推進を図っているところでございます。

当町におきましても、現在22名の方が人工肛門や人工膀胱による蓄便・蓄尿袋を取りつけて生活されておりまして、障害のある方が安心してともに暮らすことのできるバリアフリー社会を推進し、社会参加を促進する観点から、また内灘町を訪れる方々の利便性も考慮して、今後、おっしゃいましたように道の駅を含む町の公共施設での設置を順次進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

副議長【水口裕子君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

教育長【西尾雄次君】 川口議員の小学校のグラウンドを芝生化せよとのご質問にお答えをいたします。

川口議員のご質問の中にごございました文部科学省の屋外環境の整備事業交付金の活用に

つきましては、現在、改築工事中の内灘中学校におきまして新校舎と体育館の間の校庭部分を芝生広場とし、生徒たちの多目的な活動の場として利用できるような整備をいたしているところでございます。

もう一点の小学校のグラウンドの芝生化の件につきましては、ご承知のとおり、学校のグラウンドというのは学校の授業のほか、地域住民のスポーツの場としても開放されておりまして、極めて多目的に使用されております。

具体的には、運動会等の学校行事や体育の授業等での利用においては、その学年ごとの使用目的に応じたラインを引いたりしてわかりやすいグラウンド表示を行っているというものでございます。

しかし、全面的に芝生化いたしますと、学年ごとのラインを引いたり消したりするのが土のグラウンドよりも難しいのではないかなと、そのように考えております。

川口議員のご質問の中では、芝生化に係る工事費や維持管理費については安価にできる、そういったご提案をいただきましたが、学校現場でのグラウンドの使用の方法におきましては多くの検討課題がございますので、今後の検討課題と、そのようにしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

副議長【水口裕子君】 川口正己さん、答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

3番【川口正己君】 (議席より) はい。

副議長【水口裕子君】 では、2番、南和彦さん。

〔2番 南和彦君 登壇〕

2番【南和彦君】 議席番号2番、南和彦でございます。

まずもって、傍聴者の皆様方におかれましては、師走の何かとご多用の中とは存じますが、この12月定例会本会議にお越しいただき、本当にありがとうございます。

八十出町長初め執行部の皆様方におかれましては、どうぞ今回も実りあるご回答をいただきますようお願いを申し上げながら、早速、通告に従い始めます。

今回、私からは2件のご提案がございます。先ほど生田議員が対外的見地から見た災害対応についてのご提案をしたかと思えます。今回私からは、対内についての防災についてのご提案をさせていただきたいというふうに思っています。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成19年に発生した能登半島地震、そしてまた本町ではことし7月に発生した浅野川はんらんにより被害を及ぼした水害など、災害や事故発生の可能性は私たちの常識とは異なり、今この瞬間も含めて潜在しており、またそれを完全に否定する根拠はどこにもございません。

これらから、みずからがみずからの責任においてみずからの安全を確保しなければいけないという自助という教訓が得られました。また、公的機関を中心として社会のあらゆる資源を動員し、減災、復旧を行うという協働という教訓も得られました。

これまでの社会的取り組みの中心でありました防災力向上のための施設や設備の整備に加えて、自助、そして互助、協働の教訓により、人という社会的資源を活用して地域の防災力を高めるといった新しい防災システムが検討され、その結果、防災士制度やこのたびの私のご提案の内容であります自主防災組織が誕生しました。そして、その存在意義は、誕生の経緯を踏まえすと大変重要なものがあります。これらを背景として、本町には既に9地区にて自主防災組織が発足しており、さらに今月に入り1地区の自主防災組織も発足するという事をお聞きいたしております。

本町の各地区の自主防災組織は規約の作成、資機材の調達計画、組織図や役割などを明確にした上で、本町当局に届け出を行い、それ

を受けて本町当局はそれらの内容をチェックした上で発足した各地区の自主防災組織に助成を行っているかと存じます。

そこで、今回の私の1つ目のご提案でございます。

本町の各地区の自主防災組織を統括管理し、また行政も含め、その他の公的機関と本町の自主防災組織が連携を図っていき、そして本町の実情に応じた内灘町自主防災統合マニュアル、こんなマニュアルを本町当局が作成すべきであることの主張をいたします。

理由として、まず災害対策基本法では、防災に関して官と民がそれぞれの責務を明確にすることを定めており、その中で民は、みずからが災害に備えるために自発的に防災活動に参加するなど、防災に寄与することに努めることの提起をしております。

そして、官である行政対応としては、地域住民の防災活動に対しての活動の充実を図り、行政としての責務や組織、防災計画の作成の義務や財政金融措置など市町村が有するすべての機能を十分に発揮するように努めることを定められています。

また、先ほど過去発生した災害により、自助、互助、協働という教訓が得られたと申し上げました。一般的にこの活動配分の割合は、7対2対1であると言われております。自助が7、互助が2、協働が1という割合であり、ちなみに自助の7、互助の2につきましてはそのウエートの多くは自主防災組織を筆頭に地域住民が中心となります。

そして、行政を含むその他公的機関の活動割合は協働の1に属しております。ある意味、実例を経て実務的に官と民の位置づけが防災に関しまして明確に線を引かれてきたわけでございます。その上で、民としては自主防災組織の組成を行い、自分の身は自分で守るといった備えの体制を図っております。

しかし、協働の1の範囲に属する本町当局の自主防災組織に対する責務範囲が、また連

携体制が明確化されてはいないため、本町当局として本町の自主防災組織に対しまして、また地域住民に対しまして協働1の範囲を確実に明示する必要があるのではないかと考えるからです。

地域防災力は、自助、互助が中心ではありますが、過去の経緯から生まれたこの自助7、互助2、協働1の教訓が明確であるならば、これらを災害対策基本法に基づき民間と行政やその他の公的機関それぞれの責任、権限、範囲などを明確にし、連携体制が図れるシステムを構築する必要があるのではないのでしょうか。

また、本来、自主防災とは、実際の災害から身体及び財産を保護するという意識の結集をもとに、社会の統合力によって減災あるいは救護や復旧を行うということの目的を有しております。この目的を確実なものにするためには、実際の災害時に統括的に実践できるための手引きや手順が必要だと考えます。しかし、自主防災組織の申請時に提出する先ほど申し上げました規約、資機材の調達計画、そして組織図などは手引きや手順、これらの要素を満たしてはおりません。行政に届け出を行うための書類とは別に、防災マニュアルを自主防災組織の個々に作成している地区もあるとは聞いておりますが、各地区が万々さまざまなマニュアルを作成していった場合、実際の災害時に行政やその他公的機関との連携活動の中でさまざまな情報が錯綜してしまい、一貫した互助的救護体制が図れないと考えるからです。

自主防災組織の防災計画内容の妥当性、行政、その他公的機関や他地域との連携手法、大局的支持母体の有無などなどさまざまな懸念要素を現在の自主防災組織は抱えているのではないかとお察しいたします。

減災、救護、復旧活動において、その大局的指示機関を明確にし、その母体もとの自主防災組織という位置づけでセットアップし、

統一する必要があるのではないのでしょうか。

したがって、本町の各地区の自主防災組織を統括管理し、また本町も含めその他の公的機関と連携を図っていただける本町の実情に応じた内灘町自主防災統合マニュアルなるものを本町当局が作成するべきであることの主張をいたします。

次に、2つ目のご提案として、自主防災組織が定め、かつ行政が了解をした初期及び最終避難施設について、耐震診断を優先的に行い、必要に応じて対処方法を講じることのご提案をいたします。

ただし、これにつきましては中長期的に行財政改革の計画上、現在の施設、人が流動的であるものにつきましては、その用途方法を明確にすることが優先であることを申し添えておきたいと思っております。

理由として、言うまでもなく災害に備え、避難施設の安全性を高めることが、また災害により住宅を失った場合に一定の期間避難生活をする場所の安全性を高めることが必要であるからです。

耐震診断には、目的別に誰でもできるわが家の耐震診断、一般診断、精密耐震診断、この3種類の診断法があります。財政的にでき得る範囲でいずれかの措置を講じていただきたいというふうに考えます。

以上2点がこのたびの私の自主防災に関する提案事項でございます。どうぞ八十出町長初め執行部の皆様方におかれましては、実りあるご回答をいただきますようお願いを申し上げます。

また、傍聴者の皆様方におかれましては、ご清聴本当にありがとうございました。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 南和彦議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目の内灘町自主防災統合マニュアルの作成ということでありました。

議員おっしゃいましたように、現在、本町には9団体の自主防災組織が町会単位で設立し、そして活動されているわけでございますし、今月の21日には、10番目の組織が設立される予定であります。

これまで町では、組織の立ち上げに重点を置きまして自主防災組織の必要性を説明してまいりましたが、これからは各自主防災組織の活動内容を記した自主防災組織単位の防災マニュアルの作成について指導し、内容も充実した組織体制の整備に力を注ぎたいと、こんなふうに思っているわけでございます。

現在、7月28日の水害を受け、内灘町地域防災計画の修正作業を進めておるわけでございます。修正される地域防災計画では、自主防災組織にかかわる町の対応、組織の位置づけ並びに活動内容について定めたい、こんなふうに考えております。議員が言われますように、内灘町自主防災統合マニュアルにかかわるものと思われるわけでございます。これを自主防災組織の防災マニュアル作成に役立てていただきまして、自主防災組織の役割や活動内容、町や他の自主防災組織との連携手順等が確立するよう指導育成に努めていきたいと、こんなふうに考えております。

また、今後町では自主防災組織を対象とした研修会の実施や防災士の育成事業についても継続いたしまして、防災意識の向上を図りたいと考えておるわけでございます。

次に、2つ目の避難施設の耐震調査でございますが、現在33カ所の指定避難所のうち、小中学校を除いた16カ所が昭和56年以前に建設された耐震調査が必要とされているわけでございます。指定避難所以外の施設でも人々が集まる23カ所のうち14カ所が昭和56年以前に建設されたものであります。指定避難所と人が集まる施設の耐震化計画などを策定をいたしまして、計画的に調査並びに改修を順次実施していきたいと思っているわけでございます。

以上でございます。

副議長【水口裕子君】 南和彦さん、よろしいでしょうか。

2番【南和彦君】（議席より）はい。ありがとうございました。

副議長【水口裕子君】 では、8番、能村憲治さん。

〔8番 能村憲治君 登壇〕

8番【能村憲治君】 傍聴の皆様方、大変ご苦労さんでございます。

8番、能村憲治。

平成20年第4回定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、下水道管について。

下水道管の老朽化は全国的に進んでおり、管の破損が原因で起きた道路の陥没は全国で年間4,000件以上発生するなど多発状態が進んでおります。老朽化した下水道管による事故を防ぐため、国土交通省は今年度から管の点検、交換を進めるため下水道長寿命化支援制度を設けて補修事業に対して補助制度を始めました。そこで、町の下水道管の老朽化対策についてお伺いをいたします。

下水道は、住民が健康でかつ文化的、衛生的な生活環境をつくる基盤施設であり、公共水域の水質保全を図る大切なものであります。昭和42年、石川県住宅供給公社によって鶴ヶ丘団地の造成が進められ、それとともに下水道管の埋設工事も進められました。

石川県住宅供給公社は、その汚水対策として台所やふる場、便所など家庭から出る生活排水を1カ所に集めて浄化するために鶴ヶ丘団地において初めてコミュニティプラント、通称コミプラと呼ばれている地域し尿処理施設を建設いたしました。そして、緑台、向陽台、大学町、大清台、千鳥台など宅地造成に伴い、団地のブロックごとにコミプラが順次建設されました。その管の延長は約36キロメートルになっております。

その後、内灘町は公共下水道の必要性から、昭和52年整備に取りかかり、平成元年、公共下水道の供用が開始されるようになりました。そして、順次、コミプラを廃止し、公共下水道に接続していきました。

町の下水道整備状況は、平成20年3月末には整備面積455ヘクタール、下水道管延長136キロメートル余り、公共下水道普及率99.3%となっており、今年度末には公共下水道整備が100%に達する予定と伺っております。

埋設された下水道管は、コミプラ時代より現在に至っており、建設後30年以上、鶴ヶ丘団地では40年近くが経過しており、老朽化が相当進んでいると考えられます。

老朽化した下水管は、損壊すると道路陥没が起き、交通事故の要因になったり、漏れた汚水によって感染症が広がることも予想されます。水圧の計測で破損を検知しやすい上水道管と比べ、下水道管は道路が壊れるなどするまで異常が見えないという難しさもあります。このようなことから、定期的な点検が不可欠であると考えられております。内灘町はどのように点検を行っているのか、伺っております。

近年では、検査用にテレビカメラを積んだロボットで管内隈なく点検し、内壁の割れ状態まで調査できる機械も活躍しております。コンクリートの寿命が50年と言われており、1970年代に家庭などで使われていた洗剤に一部コンクリートをも溶かす成分が含まれていたことがわかっております。壊れてから直すよりも、点検調査をして部分補修をすることによって管の寿命も延ばせることも考えられ、また出費を抑えることにもつながります。老朽化した下水道管を把握し、事故が起きる前に整備することが安全上、衛生上、災害時の減災にも役立つのではないのでしょうか。

町は老朽化が進む下水道管についてどのような対策をとっているのでしょうか。また、今後の対策をお伺いいたします。

次に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

内灘町は、平成18年より期間を3年と定め、福祉センター、温水プール、野球場、そしてサイクリングターミナルなど13の施設に対し財団法人内灘町公共施設等管理公社を指定管理者といたしました。その指定期間が来年3月末で終了します。そこで、この3年間で制度導入の成果がどのようにあらわれたのか、それをどのように評価したのか、また管理公社のあり方や福祉センターを含めた総合公園全体の構想などについて順次お伺いをいたしますので、適切な答弁をよろしくお伺いをいたします。

まず、指定管理についてお伺いをいたします。

指定管理者制度の目的は、民間活力の導入、住民へのサービスの向上と経費の削減であると言われております。この制度を導入した石川県では、1年を経過した時点で指定管理者が提案した取り組みが実際に成果を上げているかどうかを検証し、次のように評価を行っております。

個別評価では、一部改善を求める評価はあったものの、総合評価ではA B C Dの段階に分ければ、A Bを多く示しており、指定管理者制度への移行が順調に進んでいる。

利用料金制度を導入した29の指定管理者のうち、2つの管理者が赤字から黒字に転じ、12の管理者は良好な運営ができています。健全経営を行うことが施設の適切な管理運営につながるだけに、取り組み方次第では経営にプラス効果があらわれている。この制度は機能しているとし、来年度はさらに4事業者を追加すると報じております。

さて、内灘町では、平成18年4月より13の施設を管理公社に、19年には2つの体育施設と道の駅をそれぞれ、プラッツうちなだとユースピー企画に特命にて指定管理者といたしました。

指定管理者を指定するに当たっては、適切な運用を期待し、このようになってほしいという希望があり、また指定を受ける側からはこのようにすればよい成果が出るという提案をいただくことになっているわけであります。

そこで、お伺いをいたします。管理公社を指定するに当たって、町はどのような運用を要望していたのか、またどのような成果を期待していたのでしょうか。そしてまた、指定した管理公社からどのような運営方針の提案があったのでしょうか、伺っておきます。

3年が経過した今、その期待に対する成果はどうであったのか。また、実質的な町の負担は制度導入と制度導入後とではどのように変わったのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、来年4月、2期目に向けた指定管理者の選定についてお伺いをいたします。

3年前は特命で指定をしたわけであります。しかし、2回目は初回の教訓を生かして選定方法の改善をする必要があると考えますが、この点はいかがでしょうか。

初回に公募なく指定した団体について、次回も公募せずに指定するのか、それとも公募を行って競争過程を導入するのか、いずれを選定するかが問われます。

平成18年9月議会で、公務多忙な副町長が管理公社の理事長でよいのかとの私の質問に町長は、「民間との競争に耐え得るよう、指定期間終了後は公募を念頭に置き、将来的には専任の理事長を考えている」と答弁されておられます。私は、民間の創意工夫、競争性を視点に置けば、公募が大前提であると考えますが、いかがでしょうか。そして、そのためには複数の団体から応募ができるように町として工夫を重ねることが必要であります。

先日、町が出した実施方針を見ました。指定の方法を見ますと、民間からの応募が非常に困難な内容になっており、3年前の特命指定とほとんど変わらず、工夫の跡が見られないように感じております。3年前の特命指定

は、制度導入について検討する時間がなかったのかもしれませんが、今回は十分な時間があつたわけであります。3年前とほとんど同じでは町の方向性が見えないと言われても仕方ありません。これについてもどのように考えているのか、伺っておきます。

次に、福祉センターについてお伺いをいたします。

福祉センターは、費用の面から耐震化することが断念されました。調査の結果、震度5弱で危険性があらわれるということから、今年度で宿泊をやめることになりました。したがって、来年4月よりは宿泊施設がサイクリングターミナルのみとなります。しかし、そのターミナルも老朽化が進んでおり、耐震を考慮すればいつまで宿泊施設の機能が果たせるのか、疑問に思うところであります。交流人口や定住人口の増加を進めなければならない内灘町にとって、町長はこのことをどのようにとらえているのか、お伺いをいたします。

また、福祉センターについては、町民の皆様方より、いつ解体するのか、ほのぼの湯はやめるのかなどといった不安な声をよく耳にします。福祉センターの今後の運営を具体的にどのように考えているのか、お伺いをいたします。

ところで、町は福祉センターを含めた総合公園全体を視野に入れた構想を早急に町民の皆様にご公表する時期に来ていると思います。構想を示すことによって方向性が見え、また町民の皆様のご不安が解消されるのではないのでしょうか。このことについて、的確な答弁をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 能村議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私からは、指定管理者制度の成果の運用と今後はという点について答えたいと思います。

質問の項目が多岐にわたっていますので、少し長くなりますが、お許しをいただきたいと思えます。

議員の質問につきまして、指定管理制度における事業者を財団法人内灘町公共施設等管理公社に限っての質問でございますので、管理公社を前提に回答させていただきたいと思うわけでございます。

指定に当たりましては、本来、公募という形で広く民間から競争原理を取り入れまして、事業者の選定を行うのが法の趣旨であろうと思うわけでございます。しかしながら、本町では、当初からこれまで福祉センターや体育施設等公共施設の管理につきまして、同公社と管理委託契約を締結していたことで、公募制度の導入に際し公社の急激な市場化への変化に対応が難しいこと、また町が出資を行い公社を設立した経緯もかんがみまして、3年間の特命指定としたわけでございます。

指定管理の募集に際して、まず町が示す管理基準を満たすことが前提であり、その上で管理希望者から効果的かつ効率的な運営方針、サービス向上、利用促進方策、さらには自主事業の企画についての事業計画書の提出を求めて審査、決定しているわけでございます。

公社からのこの事業計画に沿った取り組みが示されておりまして、以前よりも住民サービスの向上が図られるものと指定管理をしたものでございます。

そして公社には、この指定期間の3年の間に、他の民間と公募に十分競合できる施設管理能力のノウハウや経営基盤の強化を期待したものであります。

その管理評価につきましては、町が毎年度定期に施設管理状況を継続して監視するモニタリング制度でチェックをしておりまして、町管理基準の達成については適正であると判断をしているわけでございます。その他事項では、住民サービスの向上、自主事業の充実拡大、利用者の増加対策といった点につきま

してはもっと頑張ってもらいたいというのが実情であります。

公募での競争力をつけたかどうかであります。実際公募してみないとその力量をはかることはできませんが、18年度、19年度の公社決算は黒字化しておりまして、この2年間で一般正味財産が863万8,000円増となりまして、企業体力がついてきたのではないかと、こんなふうに思っているわけでございます。

指定管理前と後の実質的な町負担の質問につきましては、利用料金制度をとっておりまして、利用料金収入から必要経費を除き、不足する分を町から受託事業収入で補う年度協定を締結しているものでございまして、指定管理前と後の費用負担は基本的には変わるものではございません。ただ、その中で公社みずから収入をふやし、また経費を削減することが企業発展の動機づけとなるものでありまして、その差額が利益として確保され、企業経営の体力をつけることになるわけでございます。

指定管理者となってからサイクリングターミナルの入浴時間の延長、宴会飲み放題プランの導入、庁舎展望ラウンジ食事メニューの追加などなどサービスの向上が見てとれるわけでございます。

一方、公募への制度が進んでいないのご指摘であります。本年2月の平成20年度予算内示会におきまして、施設運営の方向性が現時点で明確にできない施設は、公募によらないで、1年から3年の範囲で指定管理を継続していく考えをお示ししたとおりでございます。計画どおり進めているものでありますので、ぜひご理解を願うものでございます。

また、公社専任のトップを置けとのことでありますが、公社は独立した組織でもあり、専任の理事長が望ましいことは十分承知しておるわけでございます。今後、公社としてそのあり方を検討する中に専任の理事長の設置を考えていただくものと、こんなふうにお

ているわけでございます。ただ、今回の指定管理期間が1年ということでもあり、当面は副町長にその責務を負っていただく所存でございます。

宿泊施設の減少が心配されるとのことですが、福祉センター施設の耐震基準が満たされないために宿泊営業をやめることはやむを得ない措置でありまして、このことから、公の宿泊施設はサイクリングターミナルの1カ所となるわけでございます。昨年11月にコンフォーム内灘に民間の宿泊施設も開業いたしましたことも踏まえ、町が今後とも宿泊施設を有するべきか、民間と競合するより、民間が持つサービス、経営ノウハウを利用し任せの方が効率的かつ効果が大きいと考えているわけでございます。

福祉センター宿泊施設部分の跡地利用といたしましては、現在、企業立地及び定住促進等推進委員会での意見や民間から広く提案をいただきまして検討いただいているところでございます。その方策が固まるまでの間、いましばらくは指定管理期間を単年度に限り、特定指名で継続をしていきたいと考えております。

また、一部に福祉センターやターミナルが廃止されるとのうわさもあるようでございますが、福祉センター浴場は、平成3年に改修工事を行い耐震基準も満たしておりますし、年間23万人にもなる利用者がおいでになるということでもあります。そのまま営業を継続いたすわけでございます。福祉センター宿泊部門以外の入浴施設、ターミナル、温水プール等施設については、このまま営業する旨を広報やポスター等で周知を図って行って、町民の不安の解消に期したいと、こう思っているわけございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

私から以上でございます。

副議長【水口裕子君】 中西昭夫上下水道課長兼新エネルギー開発対策室長。

〔上下水道課長兼新エネルギー開発対策室長 中西昭夫君 登壇〕

上下水道課長兼新エネルギー開発対策室長【中西昭夫君】 私から、下水道に関するご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、鶴ヶ丘4丁目、5丁目は、昭和40年代前半に石川県住宅供給公社により造成されました。また、緑台、向陽台、大清台などは昭和40年代後半に造成されております。

これらの地区の下水道には、鉄筋コンクリート製、いわゆるヒューム管が布設されており、既に約40年近くが経過しております。

そのため、下水道管に木の根が入って汚水が流れなくなったり、また管の破損やずれにより砂が下水道管に流れ込み道路舗装が陥没したりするなど過去5年間の下水道管の補修件数は、年平均で約6件となっております。

下水道管の老朽化につきましては、現在、調査、点検などは行わず、修繕として個別対応をしております。なお、修繕の際にはテレビカメラで管の内部状況を確認し、状況に応じた修繕を行っております。

従来は50年が経過しなければ国庫補助事業として改築更新が不可能でしたが、平成20年、本年より、議員ご指摘の下水道長寿命化支援制度が創設され、20年を経過した下水道管に対して長寿命化が図られるのであれば補助が受けられるようになりました。今後は管の損耗状況などを勘案し、この制度の導入も視野に入れ、下水道施設の老朽化対策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

副議長【水口裕子君】 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

どうぞ、能村憲治さん。

8番【能村憲治君】（議席より）少しだけお聞きさせていただきます。

今ほどサイクリングターミナルについて、宿泊施設のほうはやめていきたいというような、そういうような理解でよろしいんですか、

将来的には。

それともう一つ、サイクリングターミナルについて、サイクリングターミナルの完成はたしか56年1月でしたね。それにおいて、建築基準法が56年の5月から切りかわったと思えますが、そういうことを勘案するとサイクリングターミナルの耐震のほうはどのような状況なんでしょうか、その辺ちょっと教えていただきたい。

それともう一つ、収入がかなりふえて財源がふえたというようなことがございましたが、これは今までほのぼの湯の無料化から有料化というようなことも少し考慮に入れられるようなことなんでしょうか。その辺だけちょっとお聞きしておきたいと思えます。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 能村議員の再質問にお答えしたいんですが。

サイクリングターミナルの宿泊をやめるといってお話でありましたが、そんなことはございませんので、継続してやらせていただきます。

それから、サイクリングターミナル自身の耐震はどうなのかという話については担当課から今させていただきますので。

あと、黒字の話で、料金値上げが役に立っているのかという、そんなお話をされていたんですが、まだそこまではなっていないというふうに思っていますし、そのことが原因ではないというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

副議長【水口裕子君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

教育長【西尾雄次君】 能村議員のサイクリングターミナルの耐震基準の関係についてのご質問にお答えします。

ご指摘のように、サイクリングターミナルは56年の1月の建物でございまして、その新耐震の基準以前の建物でございまして、調査

対象の建築物であります。しかし、まだ耐震調査の実施はいたしておりません。

以上です。

副議長【水口裕子君】 よろしいでしょうか。

8番【能村憲治君】（議席より）はい。

副議長【水口裕子君】 では、4番、藤井良信さん。

〔4番 藤井良信君 登壇〕

4番【藤井良信君】 本日、傍聴の皆様方、お足元の悪い中、長時間大変にご苦勞さまでございます。

議席4番、公明党、藤井良信。

平成20年第4回内灘町議会定例会におきまして、通告に従い一般質問を行います。

最初に、昨今の社会情勢から、申し上げるまでもなく、国内の原油高、原材料高に加えて、米国発の金融危機は世界経済を席卷し、国際経済の低迷が国内の輸出産業や中小企業などに大きな影響を与えております。この世界金融危機の渦中、日本の金融システムだけが壊滅的な被害を回避することができたのは、自公連立政権による約10年間の金融システムの基盤強化と安定的なかじ取りが行われてきた結果であることを見落としてはならないとして、ロンドン在住の金融アナリストからの寄稿が新聞紙上でも大きく紹介されております。

決して楽観できる経済状況とは言えませんが、政府は11月の追加新経済対策の第3章において、持続可能な社会保障構築とそしてその安定財源を確保する必要があるとした上で、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子・高齢化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、家計の支援策から定額給付金制度の年度内実施に向けて法案の成立を進めております。私個人といたしましても大いに期待をしているところです。

ちなみに、平成19年度の国民の世帯平均所得は556万8,000円、そしてこの平均額を下回

る世帯は61.2%、国民の6割近くの方々の生活が苦しいとのアンケート調査です。また、お年寄りの生活を支えているのは年金です。高齢者の方々の収入が公的年金だけしかない世帯は約60%、そして高齢者世帯の所得100万円未満の方々は15.7%、同じく100万円から200万円未満までが27.1%。特に女性の単独世帯のうち3世帯に1世帯は年間所得100万円未満で、50万円未満の方々は全国で約35万世帯、生活保護世帯は全保護世帯の38.7%との調査報告です。この未曾有の年末不況をこのまま乗り切らなければなりません。

また、ことし7月の消費物価指数2.4%アップ、パン、バターなど年間9回以上購入の生活必需品、生鮮食品は6%アップ、そしてこの物価高を所得の伸びで補うことができないという現状から、今回、政府の所得減税の意味合いを含めた緊急経済対策としての生活支援給付金であると言えます。政府の新年年頭での第2次補正予算で法案の提出予定とのことですが、確たる社会政策に基づいた施策であると思います。

実施に当たっては、国でガイドラインを決めてそれぞれの自治体が交付要綱をつくることになっております。支給制限を設けるかなど各自治体に任されておりますが、町の給付方式、給付要綱などについて現時点ではどのように考えておりますか、お伺いいたします。

また、この10月31日から中小小規模企業への資金繰りを支援する緊急保証制度が始まりましたが、セーフティネット貸付や予約保証制度も実施されております。町の周知をここでお願いしたいところですが、金融機関の貸し渋り、貸しはがしなどが心配されます。地方自治体には地域経済を守り抜くという大きな責任もあるのではないかと思います。ここで伺います。金融危機の実体経済への影響はこれからであり、町の年末年始、年度末に向けての中小小規模企業支援策などの取り組みについてありましたら、ご紹介くださ

い。

先月9日の北陸中日新聞掲載紙面からは、「学問に限らず政治経済も最終的には人々の役に立つためにあるべきとして、その観点に立って人間主義とでも名づけるべく価値観や原理を構築すべきであるとの社説でありました。少子・高齢化への対応についても、年金制度が高齢期の貧困を防ぐという意味において十分機能していない実態が指摘されております。年金、医療、介護という社会保障をどうすべきか、消費税だけでなく各種税制の抜本見直しと生活者を納得させる長期ビジョンの重要性が説かれております。

また、今後、高齢者の所得をどう保障していくのか。公明党は、新たに創設される日本年金機構のもとにおいても、より安心で信頼できる年金制度の改革を進めており、そして公明党内灘支部女性局からは、このたび暮らせる年金の実現を求める請願書が内灘町議会議長へ提出されたところです。

次に、がん対策からお伺いいたします。

先月、内灘町に住む一婦人から、私へうれしい知らせが入りました。この方は、町のがん検診で乳がんではないかとのことから、金沢医科大学病院で精密検査を行い、マンモグラフィ検査、超音波（エコー）検査、MRI検査と受けた結果、初期の乳がんであることがわかり、担当医からすぐに手術をとることで入院されました。執刀医からのきめ細かい気配りと温かい励ましを何度もいただき、大変心強く無事手術を終え、退院することができましたとのこと。

担当医からは、乳がんがこれほど早期に発見されたこと自体、不思議なくらいだ。もう心配は要りませんよと伝えられ、その本人の元気ではつらつとしたお声から、本当によかったなと私まですがすがしい気持ちになりました。

日本の女性のがんでは、乳がんが最も多く、年々増加しており、平成17年度では約4万

1,000人が乳がんと診断され、残念ながら約1万人の方々が亡くなっておられます。

そして、がん対策における乳がん公開講座や市民フォーラムなど広く開催されておりますが、特に専門講師は乳がんの完全な予防は不可能とした上で、早期発見こそが根絶への近道としております。

今回の内灘町のご婦人は、町のがん検診に大きく救われましたが、一方、乳がん検診の受診率は欧米の七、八割と比べて、日本ではまだまだ低く、2割以下とのことでした。

国は、40歳以上のがん検診の受診率目標を50%以上としておりますが、本町のがん検診における受診率向上のための取り組みについてはいかがでしょうか。

また、町のがん検診での受診率、受診者数、がん認定者数の科目別データなど参考までにお聞かせください。

重ねて、40歳からの乳がん検診でマンモグラフィ検診と超音波検診の併用導入についてはいかがでしょうか、お伺いします。

さらに、忙しさを理由に受診しない人がかなりいらっしゃると思います。休日検診の実施についてはどうでしょうか、お伺いします。

次に、子宮頸がんについてお伺いします。

ことしのノーベル医学生理学賞が10月9日に発表され、受賞者の一人にヒトパピローマウイルスを発見したドイツのハラルド・ツア・ハウゼン氏が選ばれました。このヒトパピローマウイルス（HPV）は、45歳以下の女性のがん死亡原因では2番目に多い子宮頸がんを引き起こす原因とされております。このHPVウイルスが発見されたことで子宮頸がんは今や検診と予防ワクチンでほぼ100%予防可能ですが、日本では検診率が20%前後と低く、現在、世界101カ国に承認されている予防ワクチンも日本では認められていないのが現状です。ちなみに、アジアで認められていないのは、北朝鮮と日本だけということでございます。

去る10月15日の参議院予算委員会では、公明党松あきら議員がこの予防ワクチンの早期承認を求めています。対して舛添要一厚生労働相は、現在、承認申請中の製造メーカーのうち、1社製品についてデータができ次第、ほかの医薬品に優先して承認したいとの答弁で、全面解禁には道半ば、世界からおくれているとの感もあります。

内灘町議会でも子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めることの請願が提出されており、6月議会から文教常任委員会にて慎重に審議を重ねていただいておりますが、ここで子宮頸がんにおける町担当部局の認知と見解についてご紹介ください。

次に、女性の健康パスポートとも言える健康手帳の交付についてお伺いします。

この提案は、あるヨーロッパに在住の一人の日本人女性が出産のために現地の病院へ行ったところ、医師から「あなたが生まれてからこれまでに受けた予防接種や病歴、治療歴の情報などが記載されている書類の提出を求められた」ことから、その記録が1冊の手帳として持っていれば、その妊娠、出産、病気やけがなどの情報を見ながら適切な医療が受けられ、安全な出産や女性特有の疾病予防などで賢明に対応が可能になるとのことから、厚生労働省は、来年度予算概算要求の中で健康パスポートとも言える健康手帳の交付が盛り込まれました。

40歳以上を対象に更年期障害や急激な骨量減少といった女性特有の健康課題や検診情報なども掲載した健康手帳の町からの交付について要望しますがいかがでしょうか、お伺いします。

次に、ドクターヘリ配備の導入から要望します。

昨年6月、ドクターヘリコプターの配備におけるドクターヘリ法が国会で成立し、導入を望む都道府県には国から補助が出ることが明文化され、現在、13都道府県14機が運航中

です。ドクターヘリ全国配備推進プロジェクトチームでは、来年度はさらに24機にふやせるよう予算もその分増額し、今後5年間で全国50機の配備を目標にしております。

実際、ドクターヘリを運航するには、1機当たりヘリ本体の減価償却費、燃料代、医師、看護師、機長、整備士の人件費などすべてを含めると年間2億円近い経費を要しますが、うち1.7億円については、国と県との折半で負担され、実際、現状ではすべてこの金額の中で賄われているとのこととです。

これまでは、国の財政支援は1機目だけに限られておりましたが、今後は2機目にも柔軟な支援制度が適用されるようです。

配備がおこなわれているのは四国や南九州、北陸の地域で、特に北九州を除く日本海側では1機も配備されていないのが現状です。これでは近い将来、隣の県ではドクターヘリを使って迅速な医療体制を完備しているのに、自分の県ではみすみす亡くなってしまおうというこの命の格差が住民から問われることとなります。

石川県においては、現在、小松から1機、消防防災ヘリコプターが配備されておりますが、機材がほかの任務と併用であることや、病院に所属していないので、搭乗の医師をピックアップする場合など救命には時間を要するとのこととです。出勤要請から5分程度で専門医師や看護師が搭乗できるドクターヘリとのその働きにおいては、大きく異なるようです。

特に奥能登地域などで救急搬送ができれば命が救われる状況でありながら、やむなく手が届かない現実もございます。また、医師不足地域への医療支援や救急たらい回しによる悲惨な事故の防止からも、今後ますます期待をされております。

さらに、費用対効果などについて金沢医科大学病院でも十分検討をされていることと思っておりますが、金沢医科大学病院では、平成15年

5月23日にドクターヘリ試乗会が行われております。そのときの「金沢医科大学報」8月号からの掲載内容から一部ご紹介をいたしますと、「石川県では、第3次救急医療機関まで陸路で2時間という地域もあり、重傷患者の搬送に苦慮することもある。しかし、ドクターヘリを導入すればヘリ搬送の目安をおおむね100キロ圏内としても、北陸地域を超える範囲が金沢医科大学の視野に入ることとなる。ドクターヘリを導入するまでさまざまな問題を解決していかなければならないが、今後、情報提供を行いながら、徐々に前進させていきたいと考えている」と、このような掲載文が記されております。

現在は、5年前とは違い、救急医療整備における国からの応援が大きく変わってきております。空飛ぶ救急救命室ドクターヘリが内灘の空を高度300メートル、時速200キロのスピードで活躍する情景を連想しますが、今後、ドクターヘリ導入を進めるべく金沢医科大学救急救命センターとの連携から、内灘町が果たす役割についてはいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

また、ドクターヘリが内灘を発着点として金沢医科大学、国立医療センター、県立中央病院の3医療機関での連携共有協定を結ぶことで全国初の3点トライアングル運航が可能となってくることの提案をここでいたしますが、ここは八十出町長から石川県へのドクターヘリ配備の強い要請が望まれるところとです。その点はいかがででしょうか、お伺いします。

次に、関連いたしますが、安全にドクターヘリが運航できる航空上の基準を満たした離着陸場の整備が導入当初から拡大し、現在、全国で9,956カ所が登録されております。愛知県では2,699カ所、静岡県でも1,550カ所、ことし1月28日に運航を開始した福島県でも458カ所が登録され、1,000カ所を目指して拡大に取り組んでおります。

そうしたことから、町の将来に向けた離着

陸場認定登録の現況と今後の予定はどうか、お伺いします。

次に、総務省は集約とネットワークの考え方により、中心市と周辺市町村が協定に基づき相互連携する新しい定住自立圏構想の実施要綱をこの12月にも固めたいとしております。

最後になりますが、こういったことから、まず町の今ある潜在資源の発掘と具現化が重要であると考えます。例えば、最近紹介されておりましたが、金沢医科大学友杉教授の骨髓由来制御因子の検出成功による白血病治療研究施設の拡充、また新エネルギー事業における知的財産の産業化への推進、そしてまた先日、ある企業の会長さんにお会いする機会がありました。ここでは海外との文化交流の長い実績が広く顕彰されており、現在も国際交流における重要な役割を果たしておられます。金沢医科大学や新エネルギー開発での共同学術研究における国際的学術交流の牽引役として特に力を入れて応援したいとの申し出も受けております。

そして、この8月には、新しく国際社会への貢献を目的としたNPO法人国連支援交流協会内灘支部が発足され、設立記念として元X-JAPAN TOSHIとオーケストラ・アンサンブル金沢によるエコステージ2008が開催され、観客は大きな感動をいただきました。今後、地元町民から会員を募って、環境をテーマにした意識啓蒙をするとのこと。

このようなNPO法人組織での地域産業の創出がさらに独自性ある機能、機構へと中核としての確かな位置づけをすることで、町民の手による新しい環境まちづくり計画とも符合するのではないかと期待をしているところです。こういった町の総合環境整備における特定非営利法人の社会参画推進ということから町の支援はどうでしょうか、お伺いします。

私の質問は以上です。

ご清聴ありがとうございます。

休 憩

副議長【水口裕子君】 4番、藤井良信さんの質問が終わりました。

この際、暫時休憩いたしたいと思います。

再開は、午後1時15分といたします。

午後0時08分休憩

午後1時15分再開

再 開

副議長【水口裕子君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 藤井議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、緊急新経済対策ということでございました。

緊急新経済対策は、10月30日に政府・与党が決定しました生活対策に基づきまして、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対応するための家計への緊急支援として総額2兆円を限度に定額給付金事業として実施することとされているわけでございます。

現時点で給付金は、国民1人当たり1万2,000円、18歳以下の子どもと65歳以上の高齢者には8,000円を加算することが決まっております。内灘町の給付金額を試算いたしますと約4億円になるわけでございます。

支給制限につきましては、石川県の町長会、そして全国の町村会、それぞれ所得制限を設けないことを既に決めておりますが、もちろん内灘町も同じ考えでございます。

そのほか、国に対して定額給付金の必要額を事前に町に交付することや事務費の措置などについても要望したいと考えているわけでございます。

具体的な実施方法につきましては、国において現在検討中でありまして、町では国や近

隣市町の動向を踏まえながら、具体的な実施方法が決まり次第、速やかに要綱等を定め、住民の皆さんへお知らせしていきたいと考えている次第でございます。

次に、同じ緊急新経済対策の中でございますが、中小企業支援策についてお答えをしたいと思います。

中小企業の景気感が過去最悪の水準に落ち込み、年末から年明けにかけて経済情勢が一段と厳しくなると報じられているわけでございます。

国では、中小企業者の資金繰りを支援するために、10月には既設のセーフティネット保証制度における指定業種の拡大と認定基準の緩和を内容とする緊急保証制度を創設し、また11月には中小企業者の将来の資金需要にこたえ、迅速な資金調達を支援するための予約保証制度を創設するなど現行の保証制度の見直しを行ったところでございます。

石川県におきましても、今般の経済情勢の悪化に対処して11月に緊急経営安定支援分の創設を行うなど、制度の拡充によって中小企業の支援を行っております。本町では、従来からの中小企業者に対して石川県融資制度における利子補給を継続的に行っているところでございますが、今般、石川県が実施をする緊急経営安定支援分の拡充にあわせて、町独自の支援策として既設の内灘町中小企業経営支援利子補給制度の対象とするように現在検討しているところでございます。

なお、これらの制度につきましては、町のホームページや商工会を通じて周知、PRに努めているところでございますが、なお一層の周知に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、ドクターヘリ配備の導入に対する要望でございます。

議員は、質問の中でドクターヘリの役割、必要性について大変熱っぽく語られておりますが、私もその意見に大いに賛同する一人で

もでございます。私は、本町に金沢医科大学病院が立地をし、他の市町に誇れる医療の充実した町を自負しておりまして、将来、この病院がドクターヘリの最前線基地として活躍する日が来るならば、内灘町は個性的で存在意義のある、全国に誇れる町になるのではないかと考えているわけでございます。

そこで質問の、金沢医科大学病院救急救命センターとの連携から内灘町が果たす役割と県への強い要請でございますが、この問題での金沢医科大学病院の見解は、平成15年に実施したドクターヘリ試乗会は救急救命センターの医師の倫理観、使命感から開催したもので、石川県からドクターヘリについての打診はなく、病院としても検討も行っていない状況にあると、こんなふうに言われているわけでございます。

また、石川県は、消防防災ヘリによる救急患者の搬送件数が年間で約20件余りであることから、当面は消防防災ヘリの活用で対応できると、県議会で同様の質問に対し答弁しているところでございます。

このように、事業主体となる県、実施主体となる金沢医科大学病院とも積極的な動きのない状況であります。現状において町として何ができるのか、また議員質問の県への強い要請も含めて、今後、金沢医科大学病院と慎重に協議をしながら、前向きに働きかけていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

副議長【水口裕子君】 高木和彦総務部長兼まちづくり政策部長。

〔総務部長兼まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

総務部長兼まちづくり政策部長【高木和彦君】 私から、5点目の特定非営利活動法人の件につきましてお答えをいたします。

社会情勢の変化、厳しい財政状況、地方分権など、今、町政は多くの課題を抱え、また町民の多様な価値観やライフスタイルを反映

し、公共サービスに対する町民ニーズも多様化、個別化し、増大する傾向にあります。生活や個性重視のよりよい地域社会づくりが求められる中で今後どのように対応していくのか、その切り口の一つとなるのがNPOとの協働であります。行政だけで対応が難しい部分は、NPOとともに取り組むことで、よりよい成果を上げることができるものもございます。

本町にもスポーツ、福祉、環境などの分野でNPOが活動しております。町体育施設の指定管理や介護サービスの提供、環境問題への先進的な取り組みなど、町とそれぞれかわりを持ち、連携、協力し活躍されております。

ご質問にありました新しいNPO法人国連支援交流協会内灘支部の記念イベントの開催と元 - J A P A N の T O S H I を内灘町環境大使に任命したことは、ユニークな取り組みの一つであったと思います。今後の行政とNPOとの協働の進め方については、お互いの長所を生かすことによって、よりよい公共サービスの提供を目指すことにあります。

まず、資金助成について、育成のための補助金がありますが、これは自立性を高めるために期限を定めた補助金が望ましいと考えます。

事業委託につきましては対等な立場で役割を分担をし、行政にない専門性、先駆性の高い事業に有効であります。コストダウンも大切ですが、むしろサービスの向上などに期待が高まります。

また、事業後援によってNPOに信用を付与し、社会での信頼を高められます。NPOとの協働はまだ始まったばかりです。町民へのよりよいサービスと活力ある地域社会を目指し、双方の合意によってルールづくりを進め、NPOとの協働を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長【水口裕子君】 荒家良樹町民福祉部長。

〔町民福祉部長 荒家良樹君 登壇〕

町民福祉部長【荒家良樹君】 私のほうから、がん対策関係と健康手帳についてお答えいたしたいと思います。

最初に、がん対策関係でございますが、町では、がん対策は早期発見、早期治療が一番重要と考えており、多くの方にがん検診を受診していただきたいと考えております。

女性がんの受診状況でございますが、子宮がんの平成18年度受診者数は977人、受診率は23.6%で、県平均受診率の20%を超えており、この年のがんの発見はございませんでした。平成19年度は1,144人とふえまして、受診率は26%で、1人の方のがん発見がされております。

乳がんにつきましては、マンモグラフィ併用で平成18年度は594人、14.3%の受診率で、県平均の13.9%を超えており、4人のがんが発見されております。平成19年度は697人と少しふえまして、受診率が20.7%で、2人の方のがんが発見されております。

町では受診率の向上の取り組みといたしましては、集団健診では働いている方も受けやすくするために、早朝よりの土日健診を年間2回ずつ行っております。また、個別健診では、若い方の子宮がん検診を受けやすくするため、出産した医療機関での受診ができるよう、委託先の医療機関をふやしております。乳がん検診につきましては、マンモグラフィの検診設備がある認定医療機関に限られておりますので、集団健診のみで対応しておりますが、健診当日、受付でマンモグラフィの検診の受診勧奨を勧めております。

また、マンモグラフィと超音波検査との併用導入については、国としてモデル事業を実施しながらその有効性を現在検証しているところであると聞いておりまして、町としてはその指針に基づいて検討していきたいと考え

ております。

次に、子宮がんの発症原因の一つとされずヒトパピローマウイルスの予防接種についてでございますが、ことしの国際対がん連合の世界大会で検診とあわせてワクチン接種での子宮がんを予防する動きが紹介され、日本でも近い将来、接種可能になるのではないかと考えております。

ことし11月には、厚生労働省からがん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究班によります有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン・ドラフト」が出ました。町といたしましても、この予防接種の件につきましても、国の指針、それから県の指導に基づき検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

現時点では、まず町としてできることは、現状のがん検診への関心を高めることと、性感染症予防も含めた性教育の充実と一般女性へのヒトパピローマウイルス感染及び任意健診と子宮がん関連に関する正しい知識の普及が必要だと考えております。

さらに、平成21年度からはがん検診の精密検査でありますPET/CT検査への助成制度を町として考えており、この制度が町のがん検診全体の精度を高め、町民が安心して暮らせるまちづくりに寄与したいと考えております。

次に、健康手帳交付についてお答えいたします。

昨年まで健康手帳は、70歳以上の方は老人医療受給者証発行と同時に、また40歳以上の方には健康診査など保健事業に参加した方に交付してきましたが、今年度から医療制度改革での制度改正を契機に、健康手帳の交付を見直し、町独自の健康記録ファイルに切りかえ配布することにいたしております。

その理由につきましては、健康診査の結果記録は各自でその健康手帳に転記するもので、ほとんどの方が空白のまま所持しておるのが

現状であり、本来の健康手帳の活用がなされていないと認識しております。そして、健診機関の作成した結果通知には経年的結果が載っており、それを個人が保管していく形のほうがよいのではないかと判断したからでございます。

健康記録ファイルといいますのは、こういったものでございまして、中にいろいろ挟めることもできますし、ここでいわゆる医者の方先方が書いたこういうのをいろいろな人間ドックで送ってきますけれども、そういうものを順次ファイルできるファイルを配っておるわけでございます。

また、今年度より健康診査が保険者の責任で行う特定健診になり、おのこの結果通知の仕方が変わってきたわけでございます。また、子供のころ予防接種歴や病歴などを記録する手帳は母子健康手帳があります。また、学童になれば、学校の「健康の記録」がその後の役割を果たしていると考えております。また、例えば糖尿病で療養中の方には糖尿病手帳があります。ということで、一人一人ニーズに合った手帳が、現在、制度的にも社会的にも普及しております。

したがって、今後も町といたしましては、より個人の特性に合った健康記録ファイルを活用して、町民の健康管理に努めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

副議長【水口裕子君】 八田精三消防長。

〔消防長 八田精三君 登壇〕

消防長【八田精三君】 藤井議員のヘリコプターの場外離着陸場の現況及び今後の予定についてお答えします。

石川県消防防災ヘリコプターの場外離着陸場は、航空法に基づいて石川県に承認申請をして、最終的には国土交通大臣の許可により使用可能となります。

その要件には、「人及び物件に対し危害や損害を及ぼすことなく離着陸できるようにな

っていること」を主として、幾つかの条件をクリアした場所が求められます。

現在、内灘町には金沢医科大学のグラウンド、それから内灘町総合グラウンド、それから内灘町総合公園の3カ所があります。それらを含めて県内には92カ所の場外離着陸場が承認されております。

また、本年9月に使用開始されました、蓮湖渚公園が立地条件等をクリアできるのであれば、消防防災ヘリコプターの場外離着陸場の候補地として申請を検討したいと考えておりますので、よろしく願います。

副議長【水口裕子君】 4番、藤井良信さん、答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

どうぞ、4番、藤井良信さん。

4番【藤井良信君】（議席より）適切な答弁ありがとうございます。

今ほど健康手帳についてご答弁いただきました町独自の健康ファイルということで、十分それで結構だと思うんですけども、今回の政府で厚生労働省で考えているところの健康手帳というのは、ある意味、多様化するライフステージに合わせたような一つの構成になっておりまして、いわゆる健康情報とか、特に女性の健康に関するようなこと、そういったような機能性の高いようなものになるというふうに聞いておるわけですので。

どうなんでしょうか、これ、例えば新年度、地方交付税で自動的に配分されましたということであれば、これは別途、そういうその予算というのは自動的に消えてしまうのか、それとも今の健康ファイルに充当されるのか、それとも新しく、じゃもう一回ちょっと改造して考えてみようかというようなことなのか、またちょっとそういったことを心配するものですから、ひとつお答えいただければと思います。

それから、中小企業の質問、金融対策ですね。これに関しまして町のほうでは十分な体

制をとっておられるというふうに私も認知いたしました。町独自の利子補給制度ということとはとても結構なことだと思います。

あともう一つ、これ何か町の住民の方が十分認識されていないという部分がありまして、何か町のほうでそういった相談窓口というのか、そういったようなことをちょっと開設していただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、そういった意向もあわせてお伺いいたします。

それからもう一点、ドクターヘリについて、今ほど町長からかたい一つの取り組みに対する決意と申しますか、意識をいただきましてありがとうございます。

この提案は、次の私質問いたしましたけれども、定住自立圏構想、これともちょっと関係してくるんですね。総務省が平成20年5月に定住自立圏構想の概要ということで、レポートというんですか、こういうのをまとめているんですよ。こういったの、かなり30ページ以上になるかと思うんですけども、自治体のほうにもこういった資料届いておるかと思えます。

その内容は何かということで、私もちょっと目を通させていただいたんですけども、この施策の基本というのは集約とネットワークの考え方に基つき、その1番目として協定に基づく機能の強化ということがうたわれております。

2番目といたしまして、圏域内外の結びつきの強化というふうに書いてあります。その意義としまして、すべての国民にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自主的な取り組みを効果的、効率的に支援をしながら定住を図ると、このようにたしか認識しておるわけですが、言ってみれば大都市の人口流出を促進する意味での一つの目的ではないかなというふうに思います。何か難しい言葉なんですけれども、簡単に言うならば、町は近隣の市町村と連携しつつ、県全体の社会貢

献のための役割というんですか、そういったものをみずから考えて、その町の定住自立圏構想を早いうちに内閣府へ提出してくださいというようなことだと思います。そういったガイドラインが12月中にも配付されるというふうにちょっと聞いておるんですけれども、その構想計画内容に依じて、これは今度の2次補正とも大きく関係してくるかと思うんですが、いわゆる国は生活対策臨時交付金というのを、ご存じかと思います。6,000億円の2次補正で予算を打っております。これが市町村には3,500億円という予算だったかと思うんですが、そういったことも絡めて、これちょっと金額にするととってもびっくりするような大きいものなのですから、恐らく内灘町の自治体には6,000万から7,000万ぐらいの予算をつけましょうと。それに関しては、この定住促進、定住自立圏構想の内容をよく政府のほうで検討して、これはいいなというようなことで均等に配分されるというふうに聞いておるのですが、そういった圏全体の中での本町の役割は何かということが今全国的に問われている時代ではないかなと思うんですね。

そういった意味で、今ほどドクターヘリ導入についての町の役割は何ですかということに質問もさせていただいたんですが、町長の意向等もお聞きいたしましたので、ただ、そういった意味からしますと、この定住自立圏構想というものを念頭に置いた上でのもう一回判断していただきたいなという気持ちがするんですね。

といったのは、町長もちょっと今答弁にもございましたけれども、県のほうでも1年前なんですよ。1年前にこういったお話が出ておまして、恐らく県のほうでも新しくドクターヘリ法ができて様子を見ましようかみたいなちょっと踏みこみが足らなかったかなというこういったニュアンスも受けないでもないものですから。

また、石川県のほうで消防防災ヘリコプタ

一、これが年間20回ぐらいしか飛んでいないということなので、実際私もちょっとお聞きしております。ただ、これ全国的にやっぱりみんな同じなんですね。ドクターヘリが入る前の消防防災ヘリコプターでやったときには、年間、飛ぶ分量が10回とか20回なんですね。ところが、これを専属のドクターヘリを導入したことによってその効果というのは物すごいものなんですね。大体平均して1台、年間350回飛んでいるというふうに聞いております。ですから、ちょっと古い情報の中で判断されるのではなくて、前向きというんですか、そういった姿勢で実際、医科大さんにちょっとドクターヘリ入れたらどうですか、どうですかというようなニュアンスで軽い感じでいけば、恐らくうちは間に合っていますよというような簡単なニュアンスで答えてくると思うんですが、ここは町の定住自立圏構想という中におきましてどうかひとつ石川県全体のために社会貢献してくださいというような強い気持ちでお願いすると。また、県に対してもぜひ自立圏構想からうちでドクターヘリをやらせてくださいというような、ちょっと強い姿勢を欲しいかなと。これは私の全く個人的な考えで申しわけないんですが、こういったようなことも考えておりますので、また町長ひとつ気持ちだけで結構ですので、よろしくお願いします。

副議長【水口裕子君】 再質問につきまして、八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 藤井議員の再質問にお答えしたいと思います。

私から2つお答えしたいと思うんですが、まず1つ目のドクターヘリについて。

先ほども申しましたように、藤井議員の熱いその思いを何とかして実施したいという、そんな意味では共通した認識というものはあるんですが、事業主体である県とか、実施主体の医科大との関係で言えば、今ほど申しまし

たように、県の議会の答弁が昨年19年度の12月ということですから1年ほど前ですから、その後どんなふうになっているかというのは知っているわけでもございませんので、今ほど強くおっしゃった経緯もございまして、いま一度議会を通して県の状況も含めて把握していきたいと思っているわけでありまして。とにかく厳しい財政事情の中ですからそんな簡単ではないと思うんですが、とにかくその熱意を伝えていきたいというふうに思っています。

一方、医科大も、例えば病院についてはどうかといえば、してほしいみたいのはやっぱりあると思うんですね。ただ、それは医科大全体としたらどうかといえば、結果、そのことで自分たちの負担も結構出てくるものですから厳しいかなというお話も伺っているわけでありまして、その辺をトータルして、とにかく一歩も二歩も前へ出るように頑張っていきたいなと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、中小企業の支援の話で、窓口で専門窓口を置いたらどうかというお話でありました。先ほど私のほうからもホームページやら商工会を通していろんな周知をしているが、まだまだ知らない人も多いということで一層皆さんに周知できるようにいろんな方法を考えたいということでお答えしましたけれども。

その一つに、例えばそういう窓口に置けたらということでもございまして、少し私どもで検討させていただいて、それをまたお答えしたいと思っています。

以上でございます。

副議長【水口裕子君】 荒家良樹町民福祉部長。

〔町民福祉部長 荒家良樹君 登壇〕

町民福祉部長【荒家良樹君】 藤井議員の再質問にお答えいたしたいと思ひます。

先ほどお見せしました健康ファイルでござ

いますけれども、これにつきましては交付金の事務関係費用として交付金の対象の中での事業としております。

それから、新しく発行される手帳がライフステージに合わせたものになるのではないかというお話もございましたので、できた暁には一度見せていただいて、その内容を見ながら判断していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

副議長【水口裕子君】 藤井良信さん、よろしいでしょうか。

4番【藤井良信君】 (議席より) ありがとうございます。

副議長【水口裕子君】 では、12番、八田外茂男さん。

〔12番 八田外茂男君 登壇〕

12番【八田外茂男君】 12番、八田外茂男。

ただいまから平成20年度第4回定例会一般質問の機会を与えられましたので、質問をさせていただきます。

傍聴の皆さん、早朝から、また午後と引き続きの傍聴、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが、私の質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は、町長自身の政策の柱でもあります「情報公開」「住民参画」、それと通告に書いてありませんけれども「現場主義」、この3つを挙げておいでます。それぞれの町長自身の思いといひますか意味と意義をわかりやすく短く教えていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

副議長【水口裕子君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

副町長【蓑外史男君】 ただいまの八田議員の質問に、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

地方分権の時代、地方自治体の本来のあるべき姿に変えていくのは住民の力であり、住

民の多種多様な価値観と、それを受けとめ柔軟な行政運営が自治体の魅力を高める要因となっていくと思われます。そのためにはまず住民が自治体の政策を知るとともに、みずから行政に参画していくことが求められます。

住民が行政に参画するためには、まず行政の保有する情報を知ることが大前提となります。行政は住民にわかりやすく情報を公開し、透明性を高くしていく必要があります。住民の知る権利を満たす行政側の積極的な情報開示の努力がなければ、住民の理解は得られるものではないと思われます。

その意味では、まずは情報公開と住民参画は強くつながっているものであり、ただいま通告にはないけれども現場主義とおっしゃいましたが、これも強くつながっているものであります。

住民が公開された情報をもとに、みずから考え行動していくことによってなし得られる自治の発展が住民の暮らしの満足度を高め、地域経済の発展にも寄与していくものと考えております。

それで、八田議員の通告のとおりお答えしていきたいと思われます。

まず、情報公開の意味ですが、これは文字どおり行政の保有する情報を本来開示してはならない特定の個人情報を除いて、すべて、結果のみならず、その過程も含めてタイムリーに公開して行くことと認識しております。

そして、意義については、住民と行政が関連する情報を共有化することによって、同じ課題を同じ土俵で考え、政策、施策、事業として打ち出す。つまり、住民自治が実現することになるものと思われます。

次に、住民参加の意味ですが、これはまさに協働という形での住民自治の実現であると認識しております。政策、施策、事業には住民主体すべきもの、住民と行政が協調すべきもの、行政主体すべきもの、おのおのあります。それぞれの役割分担を明確にする

必要があるということです。

ところで、真の協働には、住民と行政の双方の改革が求められているわけですが、とりわけ行政側の意識を含めた改革が絶対要件であると思われます。住民参画を促すためには、私たち行政側が意識を改革し、行動を変革していくことをしっかりと進めていかねばなりません。

住民参画の意義は、単に町が実行する施策や事業に参画するだけでなく、住民主体のまちづくりへの参画を通して本来の地方自治、地域自治である住民自治を実現することであると思われます。つまり、住民自治の実現には情報公開が絶対要件であるということであります。

3つ目の現場主義ですが、現場主義という言葉は、最初は製造業の製造現場というふうなところから始まりまして、サービス業、この中ではサービスをする人とサービスを受ける人との接点をいかに大切にするかということで、逆さピラミッドという概念が生まれあります。その後、すべての事業に現場主義ということが広まっていったというふうな受けとめてあります。

要は、現場を重視する姿勢、なぜか。現場には事実あるいは真実があるということであると思われます。現場の生の情報、町で言えばそれはまさに町民の声ということになります。それを行政が受けとめて、行政の事業に反映していくと、施策に反映していくということになるのではないかというふうな思われます。

ちなみに、私自身の現場というのは、このような議会の場であり、議員さんと触れ合う場であり、町民の方たちと触れ合う場であり、また職員の人たちと触れ合う場であります。

八十出町長は、町長就任時に町民参加、情報公開、現場主義を基本姿勢として打ち出し進めてこられました。今回の質問はその3つに及ぶものです。私は、これらを推進する庁舎の中での中心的な存在であると認識してお

りますが、現在、決して望ましい結果を出せているとは思っておりません。特に情報公開と現場主義については、まだまだ本来の趣旨が組織の末端まで伝わっていないものと言えます。

先ほどからの話にありました今回のような問題が発生した原因の一端もここにあるというふうに思っています。

ここで改めて、私自身のこれまでの取り組みの不十分さを謝罪申し上げます。申しわけございませんでした。

この機会に、町の組織にある問題をすべて洗い出し、徹底した再発防止策を講じていくよう進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

副議長【水口裕子君】 12番、八田外茂男さん、どうぞ。

12番【八田外茂男君】（議席より）ただいま説明をしていただき、本当にわかりやすく丁寧に説明をしていただきました。本当は、これは町長の政策の3本の柱のあれですから、本当は町長の言葉でいただきましたかったなど。

その中で、副町長としてまだまだ私自身が不足な点があるということも認めていただきました。そういうことに関して大変素直に謝罪していただいたことに対しては、私は敬意を払いたいと思います。

今からこの3つの町民参画、情報公開、現場主義という町長の大きな柱の観点から、先日から新聞報道で内灘町にいろんな事件が報道されております。それについてそれぞれどういうふうな町は現場主義をとられてきたのか、詳細に教えていただきたいなという観点からちょっと再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、ことし7月28日に金沢を中心とした異常的な集中豪雨がありました。金沢市を初め内灘町にも被害が及び、内灘町は13軒の床下浸水という被害が出ました。被害者の

方々に対しては大変な思いをされ、私自身も心からお見舞い申し上げるわけであります。

今議会におきましても、町は損害賠償の議案と報告が提出されております。石川県は金沢市市街地での浸水被害があった方々に対し、被害状況の調査とか、予想以上の降雨であったための災害と。自然災害ということで自分たちのミス、要は堤防に築かれていました角落としという施設を活用することなく天災に遭われたということで、災害に遭われた方に対するの補償は一切しないという県の方向性を示しております。

一方、うちの町は、町が管理する水門、大野川に雨水幹線というか、町内に降った雨水を大野川に流すための水門を設置しております。この大雨のとき大野川の水位が異常上昇したもので、本来ならこの水門を閉じ、住宅地に水が入るのを防ぐ、これは本来の水門の機能であります。しかし、町は残念ながら事務的ミス及び機能的ミスかちょっと私はわかりませんが、水門を閉めることを忘れというか、できずに、残念ながら数軒の家が浸水したわけです。

町は、このことに関しまして早々と自分たちの責任を認め、被害者に対しての損害を補償するという方向に立ち交渉に当たってまいりました。

しかし、県が補償をしないように、実際はうちの町の場合でも水は堤防を越えてきた水も結果的には同じような形で浸水したと考えられる状況でもありました。それは横に置いておいて、町はミスはミス、自分たちの責任だという考えから、被害者に対して補償し、今現在で約1,600万円以上の補償をするというような方向性を示しております。

町は町民の立場に立って素早く対応し、行動していただいたことに対して大変評価しております。これは、先ほど言いました町長の現場主義という観点から言っても素早い行動で大変よかったのではないかと。その辺に

対しては、私は町に対してすごい評価をさせていただきます。ありがとうございます。

これを町は、損害は町が入っておる保険で対応する範囲で支払いをすると、そういう形だったと思いますけれども、損害を保険で対応ということになりました。

町側のミスで損害賠償について保険で支払うという意味がどうなのかなと。保険内で支払うということが、それは本当にそれでいいのかなと。被害を救済ということで払うという意識はいいんですけども、保険で支払うから町側としてはそれでいいんだというふうに終わらせていいのかと。ちょっと私はその辺疑問に思いますので、本当に町としてはその辺の観点から、どういう町長部局というか、町執行部の中でどういう議論があって保険の内で支払いをしようということになったのか、ちょっと教えていただきたい。情報公開という観点から教えていただきたいと思います。

次に、11月8日北國新聞で報道されました内灘町の消費税の申告漏れについてお聞きいたします。

傍聴の皆さんもついこの間のことですから覚えていると思いますけれども、「消費税502万円、修正申告」という見出しで出ておりました。金沢税務署が内灘町に対して税務調査をし、法的に請求できる5年分の消費税395万2,600円、加算税58万8,000円、延滞税48万5,600円、合計502万6,200円。

本来、昨年度に係る昨年度の消費税の分が本年度払わなきゃいけない分、それも指摘を受けて払うということで、その分が123万7,900円。その全部合計しますと626万4,100円、予算内で流用し、9月末に納付したという話を聞いております。

町長は提案理由の中でも事務の手續の不手際という説明がありました。確かにこれは事務的なミスであり、税務署との見解の相違もあったという説明もありました。それは確かに間違いはないと思います。それは皆さんは

うそをついているとは思いません。長年この会計方法をとってきて自分らは間違いなくやっているんやという自信を持ってやってきた。それが指摘されてミスだということに気がついたと、そういうことだと思います。

しかし、私が思う残念なところは、そこではないということです。まず、その事実があったことを一部の議員に報告したのが10月7日、それも移動中のバスの中で、消費税のこういう問題がありましたという口頭だけの説明でありました。その後、11月4日行われました決算特別委員会に対しましても、質疑があってから答弁の中で消費税の説明をされました。その時点まで議長にもまず報告をしていない。町は議会の長である議長に対してもその時点でまだ報告をしていないということがその時点で明白になりました。

11月7日に、あす北國新聞で消費税のことが出るということで、皆さんは慌てて副議長初めその他の議員に電話で報告をしたという事態であります。そして、正式に町民に対して報告したのがおとついの12月3日です。それまで公式的に一度も皆さんは公表をしていないんです。みずから。これはちょっと私、異常ではないのかなと。

町は、町民の税金、国民の税金で成り立っている組織です。税金という上に成り立っている組織であります。その町は、税収を上げるために税金滞納者に対して勧告や差し押さえという手段をとりながら納税を促している、そういう立場でもあります。そういうことがあなたたちは自覚をされているのかなと。

消費税本税は、これは勘違いで仕方ないかもしれませんが。しかし、加算税、延滞金、この2つ合わせますと107万3,600円にもなるんです。107万3,600円ですよ。あなたたちが行革で本当に1円1円削ってきたのを、単純に事務的なミスで107万3,600円も余分に税金を払わなきゃいけなくなった。そのことを本当に理解しておいでるのかなと。

町民や議会に対して情報を公開するのが遅くなった、その理由は何ですか。そういう組織における長として、町長はどのような意識でこの問題に対応されたのか、ぜひとも教えていただきたい。

この情報公開のおくれ、先ほど副町長が言った意味合いとずれてきているんじゃないか。みずからが情報をちゃんと透明性をもって公開する。これが情報公開という柱ではないのかという思いであります。ぜひともその見解をお聞かせください。

次に、先ほども提出議案の質疑でさせていただきました。犬ふれあい広場の跡地の町有地競売についてお伺いいたします。

この件に関しまして、私自身が初めて知ったのは5月22日、議会の全員協議会の報告からでありました。私自身、この町有地の売却方法については当初から疑問に思い、町当局にいろんな角度から聞いてまいりました。

また、9月議会でも発言したように、あの地域全体を考え、鶴ヶ丘東地区及び内灘町全体の向上にもつながるような計画を進めるべきではなかったのかという思いを伝えてまいりました。

本当はさかのぼれば6月議会の一般質問で、私はこの思いを伝えようという意識がありました。しかし、当初、その当時、担当者とお話をして、周辺地権者及び周辺住民及び商工会に対して町は今こういう理由でこの地面を売却するんやという思いをまずは伝えてこんなんでないかと。それと同時に、地域の思いをちゃんと受けとめてくる、そういう調査をすべきじゃないのかということをしりました。そしたら、町当局に関しましては、その考えを理解していただき、約束をしていただきました。間違いなく言ってきますということをおっしゃられたので、私は一般質問を取りやめたという経緯もあります。

その後、何度か行ってきたんかと言うたら、いや、ちょっと今忙しいものでだめやからと

いってずるずると行って、結局は町はその調査及び近隣の人に説明もなく競売というか、一般競争入札が告示されてしまいました。その結果、津幡町の南商事さんが落札をされました。

私と町当局との約束はどうなったのか。確かに議場での議事録残るような場での約束ではないですから、言った、言わんというお話になるかもしれません。でも、私はそういう面では真摯なつもりでお約束したつもりでしたが、結果的には残念ながらそういう結果になってしまいました。しかし、私はそのときから町当局に対して、こんな下手な問題が起きると困るよと。町が売る地面でトラブルがあると、町としてはマイナスではないのか。だから、何とか早急に行ってくるよというお願いをしておったわけではありますが、その予想は現在、まことに的中してしまったのではないのかなど。

町は、町有地の売却に当たり何ら条件もつけずに売却を行い、その結果、南商事という会社が葬儀業を事業とする会社であります。落札をしました。現在、周辺の住民から反対意見が沸き上がり、町が売却した土地により、地域の問題がどんどん上がってきておるのでないでしょうか。本当にこれは残念なことではなりません。

町は以前、鶴ヶ丘5丁目にありますバザールの後ろに町道を持っておりました。そのときに、バザールが拡張をしたいということで町道を買ってほしいという申し入れがあったときに、町は地域住民に大きくかかわる施設だからそんな簡単に売るわけにいかんよと。町有地の売却については条件をつけたんです。あのときは、その条件を満たさん場合は買い戻しますよという買い戻し条件をつけて売却をしたんです。そのときの条件とは、物品販売を行う商業施設をつくるという条件をつけて買い戻し条項として売却をした。そういう経緯があるんです。

その後、バザールは経営的にちょっと問題があり、チューリップに売却し、その条件が守られ、先日、アオキがオープンしたと私は思っております。

昨年の8月9日の鶴ヶ丘5丁目のタウンミーティングにおいては、ここにおいでる皆さんが商業者に対して出店しやすいようないろんな支援をしていくと。タウンミーティングでそのことに触れているんですよ。町会から商業施設以外のものが建ったら、鶴ヶ丘4丁目、5丁目の住民で連盟で署名をとって反対運動を起こさんなんかもしれんよといったときに、町は、いやそうじゃない、商業施設が来るように町は全面的に支援していくよというタウンミーティングで約束しているんですよ。これこそ、町長が言う情報公開と住民参画のまちづくりの原点ではないんでしょうか。結果としては、先ほど言いましたようにアオキがオープンしたわけです。

なぜ、それでも今同じように町有地を売るのがにそういうことを考えられなかったのか。同じようなことができななかったのか。大変不思議でなりません。

先月11月13日、鶴ヶ丘東のタウンミーティングが行われたはずですが。皆さん行ったはずですが。そのときに、町自身が情報公開という立場から言えば、今こういう状況である地面を売りましたと報告してもいいんじゃないでしょうか。その報告すらしない。これが本当の情報公開と言えるのでしょうか。私は、本当にこの辺に対しては憤りを感じます。

町長は、この問題に対して地域の皆さんにいまだに説明をしていない。これは本当に大きな問題だと思います。

今、あなたたちがそういうあやふやな状況で一般競争入札し、津幡の南商事が買い、そこで葬儀用セレモニーセンターをしようとしている。でも、地域の住民の反対があったら、その南商事もできない状態になってしまう。これは町がいかにか不適切な対応をしてきたか

らこういう問題を生んでしまったのではないのか。これは、地域の人の迷惑だけじゃなくて、結局、地面を買った南商事に対しても失礼な話です。これは、最後までやっぱり町が責任持ってこの問題を解決する。当たり前なことではないでしょうか。

町有地を売ったということは、町はその企業を誘致したことと同じことですよ。こういうつもりがあるのか、ぜひとも町長自身の口から答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり〕

休 憩

副議長【水口裕子君】 では、ここで暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時45分再開

再 開

副議長【水口裕子君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

内灘町の議会では、一般質問に通告制を採用しております。先ほどの八田議員の通告による質問に対しましては、菘副町長が十分に答弁をしたと思います。

先ほどの八田議員の再質問につきましては、通告した範囲を超えておりますので、八田議員は菘副町長の答弁に関しまして再質問がございましたらどうぞお願いいたします。

12番【八田外茂男君】（議席より）議会のルールということに関しましては、ちょっと私も逸脱したかなという思いは指摘されればそうかなと思いますが、町長の提案理由の説明を聞いてからでなければ書けない原稿というか思いがあったものですから、どうしても結果的にはちょっとルールを逸脱した格好になってしまったということに関しては謝罪をしたいと思います。しかし、私の思いとし

てはそういう思いがあるということは皆さん、答弁はいいですけれども思っていたきたい。

ただ、もう一つお願いしたいのは、これは町長の政策ですから町長の言葉で先ほど言いました住民参画、情報公開、現場主義というそれぞれの思いがあると思うんです。それを町長自身の言葉でぜひともそれを町民に対して答弁としてしていただきたいと、そういう思いではありますが、できればそれだけでもいいですからお願いしたいと思います。

以上です。

副議長【水口裕子君】 これにてこの質問は、質疑は、答弁が十分に先ほど菟副町長からなされたということで終了にしたいと思います。そういうことですね。

12番【八田外茂男君】（議席より）それはいただけないということでもいいんですね。

副議長【水口裕子君】 5番、恩道正博さん。

〔5番 恩道正博君 登壇〕

5番【恩道正博君】 議席5番、恩道正博です。

傍聴の皆様には、大変ご苦労さまでございます。

12月議会に質問の機会をいただきました。通告に従いまして質問をさせていただきます。

町の入札制度における最低制限価格についてお伺いをいたします。

建設工事などに係る最低制限価格は、地方自治法等で予定価格の5分の4から3分の2の範囲内で設定することができるとなっています。予定価格とは、発注者として健全な企業経営のもと、適正な技術力を保持する企業などが品質の確保、労働災害の防止、元請、下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき積算された価格であり、競争入札や随意契約の契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成しなければならない見込み価格であると予算、決算及び会計令第79条、第99条の5にうたわれています。

また、予定価格とは標準的な施工能力を有する建設業者がそれぞれの現場の条件に照らしても最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を基準として積算されるものと、これは昭和58年、建設省中央建設審議会の入札制度の合理化対策等についての中で書かれています。

さて、石川県では一般競争入札及び指名競争入札における低価格での落札による工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せを防止する対策として最低制限価格の算定方法を改正しました。それによりますと、最低制限価格は引き上げられ、その根拠は予定価格の算出の基礎となった一つ、直接工事費の10分の9.5、共通仮設費の10分の9、現場管理費の10分の9、一般管理費の10分の3、以上4項目の合計額に消費税を加算した額となっています。ただし、その範囲は予定価格の10分の8.5を上限に、下限は3分の2となっています。この適用は、ことしの7月16日以降の入札広告を行う工事から実施されています。

内灘町の入札においても、最低制限価格が公表されました。公表前に比較して最低制限価格が引き上げられ、その目的は県と同じく低価格での落札による工事の品質低下等の対策と思いますが。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、最低制限価格の公表はいつから実施をしたのか。

公表以前と比較して入札にどのような影響と変化があったのか。

具体的には、最低価格での入札が多くなり、くじ引きによる落札者がふえているのではないかと思うわけであります。本来の入札制度は、透明性、競争性を高めて競うわけですが、工事の落札がくじ引きとなると参加企業のくじ運に左右されることとなります。最低制限価格の公表が入札参加者である企業が設計図書に基づく工事の内容の把握や積算を適切に算出して入札に参加しているのか、また公表

によって企業が努力を怠ることになりかねず、そのことが工事の品質の低下を招き、さらには地元企業の育成につながらないのではないかと危惧をいたしますが、いかがでしょうか。

近年は、工事の積算根拠となる建設工事等設計材料単価、公共工事設計労務単価、積算基準及び標準歩掛の公開、パソコンの積算ソフトが充実したことで企業側も予定価格を推定することが容易になっています。

そこで、設計価格の規模や工事の内容にもよりますが、最低制限価格の公表を取りやめて、他の地方公共団体で取り入れている低入札基準価格の導入を提案いたします。これは、最低入札価格が低入札基準価格を下回った場合に、実際の入札価格をもとに各内訳書の区分ごとに数値的判断を取り入れて最終判定をする方式です。

この低入札基準価格は、事後公表とし、まず低入札基準価格の設定ですが、例えば低入札価格は予定価格の3分の2から85%の範囲とし、次に予定価格の算定の基礎となった内訳ごとに、先ほどありました直接工事費の例えば95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費の30%などと数値を決めます。また、あらかじめ低入札価格調査制度要綱を定め、低入札基準価格を下回った場合は、低入札価格調査制度要綱に基づき数値的判断による失格の判定を行います。

1番目としてあらかじめ定めた工事内訳ごとの数値の判定、2番目として工事価格全体の判定と、有効入札の上位何割かの平均価格の、これも例えばですが90%以上のいずれか高い価格となっているかの判定を行い、これをクリアできれば契約をする仕組みです。もう1点として、契約時に契約保証金、前払い金、瑕疵担保期間などに一定条件を付加する方法です。入札における工事金額の一般的な内訳である直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費からなる4項目が設計図書に基づいた適切な積算となっているかを精査

することが重要であります。

このことが地元企業の健全な育成と競争力を生み、また町担当職員の知識の研さんにつながり、これまでのような合計金額による価格一辺倒を見直していく必要があるものと思うものです。ぜひ導入することを提案いたします。

次に、私が6月議会に制限付き一般入札実施要綱で参加に必要な資格の中に、町外業者の本支店、または営業所の所在に係る事項について質問をしました。副町長は答弁の中で、「町独自で判断できることとしては法人町民税の納税を入札参加条件にするとか、主たる営業所の規定を設けるなどを考えながら、今後は工事内容に合ったような適切な条件設定をしていきたいと答弁をされました。その後、工事内容に見合った入札参加資格はどのようになったのかをお伺いいたします。

これで私の議会での質問は終わります。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 恩道議員の一般質問から、入札制度における最低制限価格についてというご質問にお答えしたいと思います。

初めに、最低制限価格の公表と算定方式について及び最低制限価格にかかわる変動型平均価格による低入札基準価格についてお答えをしたいと思います。

現在の最低制限価格の算定方式につきましては、ことしの7月に県土木部長から建設工事に係る最低制限価格の設定及び取り扱いについての指導がございまして、8月にこれまでの最低制限価格を国県と同一基準とする改正を行いまして、最低制限価格を大幅に引き上げたわけでございます。

また、これまで設計額から減額率を掛けて予定価格を定めておりましたが、ことしの7月から設計額と予定価格を同額とする改正も行ったわけでございます。

町では、7月25日入札分から最低制限価格

の公表をしておるわけでございます。低価格での発注は、必要最小限の費用で目的物を構築でき、経済的に大きな効果がありますが、最低制限価格と同額での入札によるくじ引き落札が増加をしているわけでございます。

このことは一方で、業者の積算努力や受注意欲の低下、さらには地元業者の育成につながらないなどが懸念をされるわけでございます。

恩道議員ご提案の最低制限価格にかかわる変動型平均価格による低入札基準価格につきましては、例えば現在の町の最低制限価格を下回った入札があった場合でも、入札参加者の上位6割の平均価格をもとに落札を判定するものでございます。この方法は、品質の確保面からは少数の業者の著しく低い価格での入札については、基準以下の失格として排除できるメリットがある一方で、低価格での入札が多数あった場合には、低入札基準価格が低くなる問題点もあります。また、入札日当日、落札を保留し、工事内訳書の審査事務を行い落札を決定することになりまして、事務量の増加などが挙げられるわけでございます。

当町の設計に対する平均落札率は、工事発注件数、発注額の減少、競争性の拡大などにより、最低制限価格での入札がふえまして、工事関係で平成18年度89.79%に対し、平成19年度87.44%、平成20年度現在で81.97%と7.82ポイントも低くなっておるわけでございます。

議員提案の方式も含め、最低制限価格を公表するか否か、さらに総合的に調査検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、町外業者の本支店または営業所の所在に係る入札参加資格についてお答えしたいと思います。

町では、制限付き一般競争入札による入札参加可能資格者数を15者から30者程度を基本とし、本店又は営業所の所在に係る事項等

の制限をつけて入札を執行しているわけでございます。したがって、工種や発注価格による等級ランクにより、入札参加資格のある登録業者数が異なりますので、現在のところ次の3方式から選択をし、入札をとり行っております。

1つは、内灘町に主たる営業所のあるもの、または内灘町に主たる営業所以外があるものは、法人町民税に未納がないもの。第1回目の法人町民税の納期前のものにつきましては、法人等の設立、支店等の設置申告書の写しが提出できるもの。

2つ目には、主たる営業所の所在地が内灘町、かほく市、津幡町、金沢市にあるもの。

3つ目は、主たる営業所の所在地が石川県内にあること。

なお、平成20年第2回定例会において、恩道議員より質問のありました、町内に支店・営業があるが看板だけで実態のない業者の入札参加につきましては、今ほど申し上げましたとおり、法人町民税の納付確認等を行い、入札執行をしているわけでございます。

入札制度につきましては、ご承知のとおり談合問題に端を発し、一般競争入札の導入など大きな転換期にあります。国も県も、また全国の自治体においてさまざまな取り組みを行っております。

今後とも、契約制度の公平性、競争性、透明性及び工事の品質管理等について、一層研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長【水口裕子君】 恩道正博さん、答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

5番【恩道正博君】 (議席より) はい。

副議長【水口裕子君】 では、10番、清水文雄さん。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

10番【清水文雄君】 議会会派社民クラブの清水文雄でございます。

平成20年第4回定例会で一般質問をさせていただきます。

傍聴者の皆さんにつきましては、大変長時間の傍聴、ご苦労さまでございます。後半に入って重い空気も流れたわけでございますけれども、私、通告に基づいて質問をさせていただきますので、明確な答弁をいただきたいというふうに思います。

まず最初に、町の行政機構のあり方についてお伺いいたします。

さて、八十出町政が2005年2月にスタートをいたしまして、はや4年が経過をしようとしています。八十出町長にとってこの議会が1期目最後の議会ということでございます。

既に町長は9月議会において「暮らしやすさナンバーワン」「協働で誇りの持てるまちづくり」「改革から創造へ」のもと、2期目への強い意欲を表明されているわけでございます。

まず最初に、この間、八十出町長みずから実行されてきた施策の一つであります町の組織機構改革の成果と今後の課題についてお尋ねをいたします。

ご存じのとおり、町長は2005年2月に就任をされ、その2月14日でしたか就任式が行われまして、その就任式において、まず職員が目が上司や県、国に向いていないか。町民生活の現場へ目を向けて、町民が何を求めているのかを見きわめてほしい。そして、重要な施策を私に直接提案をしてほしい。自由闊達な議論なしには町民サービスの向上はあり得ない。私自身、職員とひざを突き合わせ話をしていきたいと考えている。思い切って仕事に取り組んでほしい。すべての責任は私がとります。そう職員に呼びかけられたのであります。

そして、町組織の機構改革は、その年の7月に実施をされました。町長部局の機構を見直し、総務部、町民部、産業建設部という3

部8課8室を、現在の総務部、まちづくり政策部、町民福祉部、都市整備部の4部9課9室、現在は4部11課5室というふうになっているんだらうと思いますが、企業局水道課がその当時は水道電気課、現在は上下水道課というふうに名称変更をされました。

目的は、限られた財源、人員で最大限に効果を生み出すためであります。

そのポイントとして、まず1つには、町独自の政策が重要になってくることから、まちづくり政策部を設置し、政策立案機能を強化し、同時にその裏づけとなる財政機能もまちづくり政策部へ移管をしたわけであります。

2つ目には、行財政改革推進室、男女共同参画室、公聴広報室、環境対策室を設け、組織を横から横断的につなぎ、縦割り行政の垣根を取り払って、重要で緊急な課題を全庁的に対処する体制づくりを実施をしたわけであります。とりわけ、行財政改革推進室はすべての事務事業につき恒常的な評価、見直しの体制をつくり、行財政改革推進委員会を設け、個々の事業の必要性、効率性を再評価するというものであります。

ポイントの3つ目には、きめ細やかな健康福祉施策の推進で、高齢者福祉事業と介護保険事業を統合し、介護福祉課を設置をいたしましたわけでございます。同時に、町民の健康維持、各種予防体制の強化から健康推進課が設置をされました。

こうした中で行われた機構改革であります。まず1点目にお伺いしたいのは、こうした組織機構による町政運営は、その機能が十分に発揮され、目標の達成がなされ、町民の福祉の向上に結びついているのか。

また、町長が就任式で職員の皆さんに呼びかけた「職員が目が上司や県、国に向いていないか。町民生活の現場へ目を向け、町民が何を求めているのかを見きわめてほしい」、その声というのは職員一人一人に届いているのか。その評価としての成果と現状における

課題について、まずはお伺いをいたします。

質問の第2は、議会への対応であります。

現在、町議会は議会改革の推進のもとに、本年4月から毎月第4週の火曜日に定例で全員協議会を開催をして、3つある各常任委員会の検討課題や情報が議員全員が共有することを目的として、議会の機能強化と活性化に努めているところでございます。これはもちろん、行政と議会、そして何よりも最も重要で町政の主役である町民との情報の共有化の推進を議会として目指しているものにほかにありません。

町は、こうした行政と議会、さらには町政の主役としての町民とのまちづくりにとって最も重要である三位一体とした情報の共有化についてどのように対応されているのでしょうか。

先ほど八田議員のほうからも若干ありました。先般も議会軽視とも言える事柄でございます。具体的に例を挙げれば、特別会計である霊園事業会計、北部地区土地地区画整理組合の消費税申告についてであります。私が問題とするのは、金沢税務署との見解の相違により、消費税、加算税、延滞税で両会計合わせて626万4,000円を修正申告をしたことはもちろんであります。その報告がきちっとした形で議会に報告されたのが、先ほどもありました9月末に修正納税されてから2カ月経過した11月であったということでございます。したがって、議会への報告よりも新聞報道が先行してしまうことにもなってしまったわけでございます。もちろん、この間には定期的全員協議会も開催をされており、議会への報告の機会というのは十分あったわけでございます。

加えて、今回の町有地売却に伴う事務ミス件の件であります。これらは何が原因でそうなったのか。議会への対応の現状と今後こうしたことが起こらないための対策について、まずはお伺いをいたします。

2005年7月に組織機構改革がなされたときに、議会と町執行部との確認では、議会対応についてはそれまでの総務部から財政機能も移管したまちづくり政策部がそれに当たる、そういうことを確認をしたことを覚えております。

ご存じのとおり、現在、まちづくり政策部長は総務部長も兼務をしており、さらに議会対応もやらなければならない、そういう状況でございます。私は、こうした兼務は決して正常な組織体制とは言えないと思うのであります。町長はどのように考えられていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

そうしたことも踏まえ、第3点として、今後の行政機構についてお伺いをいたします。

町長の2期目のマニフェストでは、「常に前向きに行動する町役場を目指します。3つのアップ、それは業務のスピード、サービスの質、職員のモチベーション。1つのダウン、それは業務コスト」というふうに掲げられております。私は、こうした役場づくりは、町民にとっても望まれ、現在の町行政に最も必要であるというふうに思うのであります。

それは、現在、ほかの自治体でも進められている1カ所または1回で各種の行政サービスを提供したり、手続を終えたりできる仕組みのワンストップサービス導入の要望と推進を見ても明らかであります。

同時に、こうした役場づくりには、現在の町の組織機構をより発展させて、改革を進めなければならないと思うのであります。現在の組織機構は4部11課5室となっているわけではございますけれども、より縦割り行政的体質をなくし、組織をより横断的につなぐ組織体制が今求められているのではないのでしょうか。

そうしたときに、現在の組織のあり方でよいのか。とりわけ、縦組織としての部制は本当に必要なのか。もちろん、さまざまな考えや意見があると思います。組織機構を変えて

も責任と権限をどうするのか。ポストと人材の育成や、あるいは職員管理の問題などなどたくさんあるというふうに思います。しかし私は、今こそ思い切った改革が必要でなかろうかと思うわけでございます。

これまでの部制を廃止して、より縦割り行政的面をなくし、庁舎内を横断的につなぐ組織体制を考えるべきで、それは町民から見てもわかりやすい組織機構が必要だと思うのであります。町長の3アップ1ダウンの常に前向きな役場づくりに向けた行政機構をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2つ目の大きな質問でございます。派遣職員の採用についてお伺いをいたします。

厚生労働省は、11月28日に派遣などの非正規労働者がことし10月から来年の3月までに3万人が失業するとの見通しを示しております。このようにご存じのとおり、現在、派遣労働者を中心とした非正規労働者の問題が社会的な大きな問題になっているわけでございます。派遣労働者は、雇用の調整弁に使われ、使い捨てにされているのが今日の現実であります。同時に、派遣などの非正規労働者が増加をしており、こうした社会的に弱い立場の人たちがふえているということは、この社会の中で国民生活が低下をしていく大きな原因の一つになっているわけでございます。

町の職員のあり方を先日、委員会の中でお伺いをいたしました。町職員についても派遣労働者の採用がわずかではありますがふえる方向にあるのではないかという疑問を持って、私はこの質問をさせていただいております。

現在、嘱託職員の産休に伴う臨時的、緊急的な派遣労働者を採用をいたしております。しかし、正職員が1名が欠員だからということでその契約期間を延長をした方が1名、そして新たな産休者に伴う契約をされた方が1名、そして病気休暇扱いに伴い、この人は有資格者ですから資格を持っている方が1名契約をされたということで、現在、3名の派遣

の方が派遣職員としていらっしゃいます。この間、委員会でも私は述べさせていただいたわけでございますけれども、私は職員の採用は正規職員の採用を基本としていくべきであり、自治体として派遣労働者の採用、そして拡大というのは決して適切ではない、そう考えるものであります。それは、派遣労働者が正職員と同じ仕事をして賃金が違う、そういう矛盾をはらんでいるわけでございます。そういう意味では、職員間で格差が生まれる。あるいは、派遣労働者自身、雇用が不安定であるということ。そして、直接雇用による派遣労働者との信頼関係の構築や業務の充実、そのことが住民サービスの向上につながっていくのかという疑問があるわけでございます。さらには、個人情報保護、守秘義務の問題などもあるわけでございます。そういう多くの問題があるわけでありますから、町としての派遣労働者の採用に当たっての考え方をお聞かせをいただきたい。

そのことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 清水議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、まちづくり政策部の成果と課題ということにお答えしたいと思います。

平成17年に私が町長に就任した当時は、地方分権の激しい流れの中、多くの制度改革が進んでおりました。私はその状況に的確に対応するために、また私が町民の皆様とお約束をした政策を強力に推進するためには従来の機構を見直す必要があると考えまして、町長部局内、総務部局の企画財政及び情報政策部門を独立させ4部制としたわけでございます。

これによりまして、職員の意識改革が進み、職員の業務のやり方、考え方も変わってきたのではないかと、こんなふうに私自身で考え

ているわけでございます。

まちづくり政策部設置からやがて4年がたつわけでございます。具体的な成果については、私は次の3点にあると評価をしているわけでございます。

1つは、タウンミーティング、出前講座やまちづくり町長談話室の開催や公募委員制度など町民参加型行政を推進できたこと。

2つ目は、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用し、必要な事業を推進しながら行財政改革に取り組み、大きな成果を上げたこと。

3つ目は、内灘町が他の市町に比べおくれていました男女共同参画の推進と町民との双方向のコミュニケーションを図る公聴広報機能の充実強化が図られたこと。

これらについては、目標に対して100%の成果が得られたわけではございませんが、限られた人数の中で合格点は得られたものと考えているわけでございます。

また、今後の課題についてであります、町の財政状況の厳しさは今後も続くものと予想されます。この財政状況の中で「改革から創造へ」とまちづくりの姿勢を進化させるためには、さらなる行財政改革の推進とさまざまな行政課題への対応を的確かつ迅速に行っていかなければならないと考えているわけでございます。

続きまして、議会对応の現状についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、各常任委員会の所管する事務に、それぞれの担当部長が対応させていただいております。今回清水議員からご指摘をいただきました特別会計の消費税納付の問題あるいは所有地売り払いの問題等々、結果的には議員の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。ここに改めておわびを申し上げたいと思うわけでございます。

今後はこのようなことがないように、内部組織の連携を一層強化させていきたいと考え

ております。

なお、お尋ねの総務部長とまちづくり政策部長との兼務につきましては、町が積極的に行財政改革を推進する上で退職者の補充をしない中で職員数を削減するために兼務をさせたわけでありまして、決して本来の姿ではありません。早急に兼務を解くようように進めてまいりたいと思っているわけでございます。

私は、これからの内灘町を町民本意の姿勢に立って、「暮らしやすさと協働で誇りの持てるまちづくり」を目標に、町民の健康や福祉、教育、環境、子育て支援などの施策に積極果敢に取り組み、活力あふれるまちづくりを進めたいと考えておりますし、町民の皆さんや議会の皆さんに対しても情報公開の徹底を図ってまいりたいと思います。そのためには、役場業務のスピードあるいはサービスの質、そして職員のモチベーションの3つを高めながら、業務コストを下げるように努めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

なお、今後の行政機構につきましては、ますます多様化する町民ニーズに、より一層的確にこたえるために、課の垣根を越えた組織横断的な連携機能の必要性が一層増してくるものと、こんなふうに思われます。

また、新たな課題や政策に迅速に取り組むために、現行の組織形態にこだわらず、全庁的な連携調整機能の充実強化や、より機能的、能率的で柔軟性を持った組織体制づくりに向け、早急に研究を重ねてまいりたいと思っておるわけでございます。

以上でございます。

副議長【水口裕子君】 島田睦郎総務課参事。

〔総務課参事 島田睦郎君 登壇〕

総務課参事【島田睦郎君】 清水議員ご質問の2点目であります派遣職員の採用についてお答えをいたします。

派遣職員は、現在、本町では3名採用いたしておりますが、そのいずれの場合も職員の

産前産後休暇、育児休暇及び病気休暇など予測できなかった事態が生じたことで、その欠員によります事務事業の遂行に支障を来すことを防ぐための応急的な対応策として取り入れたものであります。

こうした派遣職員は、短期間に限定した人材確保におきましてその採用手続が効率的で簡易的であることから緊急的措置として有効な方法であります。あわせて、職員が安心して育児休暇等を取得しやすい環境づくりにもつながっております。

また一方で、高い専門性が求められる業務や、特定の業務に限定し委託の要素が強い場合も、事務の効率化や人件費の削減にも効果的な手法とも言えます。

しかしながら、自治体における派遣職員の活用は、公共性や継続性などの観点から、慎重な対応も必要と考えております。

今後も派遣職員の採用に当たりましては、その必要性を十分見きわめ、適切な運用に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

副議長【水口裕子君】 答弁が終わりました。清水文雄さん、よろしいですか。

10番【清水文雄君】（議席より）はい。

副議長【水口裕子君】 では、6番、北川悦子さん。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

6番【北川悦子君】 傍聴者の皆さん方には、悪天候の中、長時間ありがとうございます。

6番、日本共産党の北川悦子です。

けさも強い風が吹き荒れていました。新聞には、「雇用中小企業を守る年の瀬緊急対策を」「雇用保険改正案」「失業給付60日間延長」「IBM正社員1,000人切り退職強要」など見出しが飛び込んでいます。

アメリカの金融危機に急速な景気悪化が働くものと中小零細企業に深刻に襲いかかり、年の瀬を迎えての大量の失業、中小企業の倒

産の危険が起こりつつある中、資金繰りの困難から中小企業の倒産を増大させることのないよう、中小企業の経営を支援する緊急の手だてと失業対策を抜本的に拡充すること、大企業に対して社会的責任を果たさせる国の強力な指導監督が求められています。

さて、来春には介護保険制度及び障害者自立支援法の見直しの時期を迎えます。どちらの制度も利用者本人、家族から、また介護職員や事業者から悲鳴に似た声が上がっています。利用者の負担増、サービス利用制限、事業所の経営難、人員不足など、矛盾と深刻な事態が続いています。

障害者自立支援法については、ことし8月に日本共産党国会議員団、障害者の全面参加と平等推進委員会が利用者、施設、事業所、自治体の実態を調査しました。国は二度にわたり福祉サービスの利用者負担軽減策を実施しましたが、なお大きな負担が障害者、家族を苦しめていることが調査結果にもあらわれています。

通所施設利用の場合の利用者負担は、給食費、送迎費等を含めると1万円以上かかり、働いて得る工賃は1万円前後のところが大半を示しています。また、事業所運営については、報酬の引き下げで減収になった事業所は97%。多くの事業所が行事の廃止、縮小など利用者サービスの後退と賃金の引き下げ、非正規職員、パート化など労働条件引き下げを行い、運営しているのが実態であります。

障害者自立支援法改正に当たっての課題として、自治体からの調査結果によりますと、障害程度区分の認定の改善を求める声が50.7%、地域生活支援事業に対する国の財政支援62.1%、事業者に対する報酬の改善が55.7%、福祉サービスの利用者負担軽減38.6%になっています。町としては、この調査結果をどのように受けとめるのか、まずお伺いしたいと思います。

次に、介護認定者の障害者控除の認定につ

いてお伺いします。

2007年度の障害者控除の認定申請を促すため、79件申請書を送付しているとお聞きしています。この件数の詳細についてお伺いします。また、障害者控除の認定書発行枚数は49枚となっていますが、対象者の障害事由の変更、消滅がなければ、翌年以降、障害者控除対象とすることはできないでしょうか。

介護保険料の高さは、県下のトップクラスであります。来年度見直しになるわけですが、介護保険特別会計累積残高は2007年度末で1,657万3,000円あります。保険料のこれ以上の値上げは許されません。町としてどのような見解をお持ちか、お伺いしたいと思います。

また、町独自の保険料軽減、免除措置が必要ではないでしょうか。保険料は勝手に天引きされますけれども、利用者には介護認定の申請をしないと何もしてくれないという戸惑いの声も聞かれます。申請もなかなか大変であります。町民の方が利用しやすい取り組みが必要ではないでしょうか。窓口で申請を待つのではなく、町民への周知と積極的な働きかけが必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、制度の見直しのときはいつもでありますけれども、情報周知はわかりやすく、何度も出向いて行うことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2点目として、保育所民営化に関して質問いたします。

「一斉閉園「エムケイ保育園」/補助金担保に借金」と大きな見出しで11月報道され、皆さんも驚かれたことと思います。保育園ハッピーマイルなど29施設が一斉閉鎖した問題で、運営するエムケイグループがさいたま市と埼玉県戸田市から得る補助金や施設営業権を担保に多額の借金をしていました。運営会社に提出を求める財政資料は、銀行の残高証明と過去3年間の決算書のみで、会社の借金をチェックする仕組みにはなっていないと

述べられていました。

行政には民間のリスクを踏まえた業者の慎重な選定が必要となってきます。働く親、働く親を持つ子供の第2の家庭とも言えるところが企業のもうけの場にされたら、安心して預けることができません。2000年にそれまで認めていなかった認可保育所への民間企業の参入を認めてきました。

また、公的責任で保育を保障する現行の保育制度を市場化の方向で厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会で保育制度の大幅な改変が議論されています。

今月3日には公立保育所の運営費が一般化財源化されたのと同じことが民間にも広がる可能性があるとして述べています。また、利用者が個別に保育所と契約する直接契約方式を導入するか、焦点になっているようであります。

こうした動きの中で、町立保育所2カ所を残して民設民営化してしまっていて、将来的に子供たちを安心して預けて働くことができるのか。格差の拡大が進むおそれがあります。町立保育所は、地域の保育の基準でもあるわけです。保育行政の責任の面から、町の見解を伺いたいと思います。

また、保育士さんたちにも不安のないように働くことができるよう、詳細な説明と意見を求め、話し合いを密にさせていただきようをお願いいたします。

保育所は地域との結びつきもあり、保護者、地域住民、町会へのアンケートをとり、話し合いを十分にさせていただきことを望みます。

最後に、町の活性化のためにお伺いいたします。

鶴ヶ丘5丁目のショッピングに、24時間のマックとアオキが開店して活気が出てきました。生鮮食料品があればねと、チューリップの閉店が悔やまれます。坂道をやっとの思いで買い物袋を提げて上ってくる姿は、高齢化率が今後伸びてくる中、近くに商店があること、地元の商店を大切にしていこうことの重要

さを物語っています。

さて、今回、長寿祝券にサンセットカードの商品券が発行されました。今までのように町に登録してあるお店すべてで使用が可能でなかったため混乱があり、その後解消されたと聞いております。この件とあわせて、「以前からある内灘スタンプ加盟店とサンセットカード加盟店が一つになれば利用しやすく、イベントなどで盛り上げていけば買い物客もふえてくるのにね」という声が多く聞かれました。

内灘町の商店を応援して活気ある町にしたいと町民は願っています。町としての役割が大きいと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

今後のまちづくりへの努力を期待して、質問を終わりにします。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 北川悦子議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の介護保険制度・障害者自立支援法に基づく施策についてお答えしたいと思います。

質問が多岐にわたっておりますので少し長くなりますが、お許しいただきたいと思えます。

内灘町における町独自の障害者福祉施策として、身体及び心身障害者の医療費助成対象者の範囲拡大や、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の中で移動支援事業や日中一時支援事業などの利用者負担を3%に軽減するなどの障害者福祉の充実に努めているところでございます。

現在、国におきまして介護保険法及び障害者自立支援法が平成21年度改正に向けて厚生労働大臣の諮問機関であります社会保障審議会において審議されておるわけでございます。

介護保険法関係では、介護従事者の処遇改善と人材確保対策など審議され、また障害者

自立支援法関係では地域における自立した生活のための支援や利用者負担の軽減措置などについて審議が進められているわけでございます。

町といたしましては、今回の2法案の改正内容が明確に示された時点で、今後、国への要望や町の施策を検討してまいりたいと考えているわけでございます。

また、介護保険法や障害者自立支援法の改正がなされた場合は、改正内容につきまして、内灘町の広報や内灘町のホームページまたは出前講座により周知を図っていきたいと考えております。

次に、2点目の介護認定者の障害者控除認定書についてにお答えします。

介護認定を受けておられる方で、介護保険法で定める日常生活及び認知症自立基準に基づいて、介護認定時の認定調査票又は主治医の意見書で判断し、障害者控除認定該当者のうち、障害者控除対象者に申請書を送付しております。また、障害者控除認定書の有効期間につきましては、介護保険認定情報を活用しているため、状態が固定しておらず、更新認定の際に状況が変化していることも考えられることから、毎年12月31日現在の状態により判断をし、当該年分の障害者控除対象となりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思うわけでございます。

次に、3点目の第4期介護保険事業計画に基づく介護保険料についてであります。

第4期介護保険事業計画につきましては、平成21年度から平成23年度を計画の期間といたしまして、具体的な介護保険事業内容などについては、第4期介護保険事業計画策定委員会に諮問をいたしまして、平成21年1月に答申をお願いしているところでございます。

議員ご質問の平成21年度以降の介護保険料につきましては、第4期介護保険事業計画に基づいた3カ年の各種介護サービスに必要な給付費などの歳出総額を見込み、また歳入と

して国、県、町などの法定負担に加えて、介護給付費準備基金からの繰り入れを行い、不足分を65歳以上の方の介護保険料として、ご負担をお願いしたいと考えているわけでございます。

町といたしましては、介護予防事業を推進し、介護保険料の上昇を抑制してまいりたいと考えておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の介護認定を受けていない高齢者世帯の対策につきましては、当町の地域包括支援センターにおきまして平成20年度から新たに虚弱な高齢者把握のためアンケート「いきいきシルバーチェック」を要介護、要支援認定者を除く65歳以上の方全員を対象に実施しているわけでございます。

アンケートにつきましては、国の定める基本チェックリストに町独自に生活力、家族構成などを見る20項目を付加した内容で実施をし、その結果、生活機能の低下や、健康、生活面の心配がある178名の方々に保健師が訪問をし、受診勧奨や教室への参加依頼をするとともに、介護サービスが必要と見られた26名の方には要介護認定申請についての説明を行っているわけでございます。

アンケートでは、生活上の問題解決力が弱くなりがちな高齢者のみの世帯のご相談が多く、今後も同様なアンケート調査を継続しながら、地域包括支援センターを中心に民生委員を初めとする各種の福祉団体や地域の住民の方々と連携を図りながら、そしてご協力を得ながら支援を行っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

副議長【水口裕子君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

副町長【蓑外史男君】 北川悦子議員の大きな質問の3番目、町の活性化についてお答えをいたします。

内灘町でポイントサービスを行っている組

織は、現在、19店舗が加盟している内灘スタンプ会と62店舗が加盟しているサンセットカードを展開している内灘町商業振興協同組合の2団体がございます。この2団体がそれぞれのポイントを発行していることは、消費者である町民にとって非常に煩わしく、共通使用できないことで不利益が生じていることについては、町としても懸念しているところがございます。

町といたしましては、内灘町商業界活性化のために各種イベントやボランティア活動への協賛、空き缶リサイクル活動などさまざまな取り組み努力をしている内灘町商業振興協同組合の発行するサンセットカードの普及に協力していこうという基本的な考えを持っています。

そのため、今年度発行の長寿祝金を内灘町商業振興協同組合の発行する商品券で提供するほか、各種イベント、ボランティアなどでサンセットカードのポイント券を活用しております。

今年度の長寿祝金につきましては、内灘町商業振興協同組合加盟店以外の事業者からの要望もあり、改めて同組合と話し合い、少しくれましたが当該商品券を同組合加盟店だけでなく、内灘スタンプ会及び町内の希望する事業者でも使用できるようにいたしました。

また、内灘スタンプ会では、9月の総会では全会員が内灘町商業振興協同組合に加盟するということには合意が得られなかったということですが、その後も何度かの役員会を重ね、会自体の今後の方向性について話し合われていると聞いております。町としても、ただいまのような町民の声を大切して、両組織が合体する方向でさらに話し合いを進めていきたいと考えております。

商品券を使用できる業者名につきましても、今月発行の広報に掲載すると同時に、町のホームページにもアップしたところがございます。また、各区、町会へも近々回覧をお願い

して、町内全域にわたって周知徹底することにいたしております。

近隣に大型店の進出が相次ぎ、地域商店にとっては非常に厳しい環境となっておりますが、身近な地元商店で買い物をする機会と機運を高め、地域の活性化を図ってまいりたいと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

副議長【水口裕子君】 荒家良樹町民福祉部長。

〔町民福祉部長 荒家良樹君 登壇〕

町民福祉部長【荒家良樹君】 私のほうから、保育所民営化に係るご質問に対しましてお答えいたしたいと思っております。

子育て支援は、内灘町の最重要施策に位置づけております。子供たちには安全で安心な環境が整った保育所、そして保護者には一時保育、延長保育、休日保育、病後児保育などさまざまな保育ニーズへの対応ができる機能を持つ保育所が求められております。

加えて、保育所運営経費に関する国の助成制度が民営化促進の方向にある中、我が町においても、保育所運営に民間の活力を導入していきたいと考えております。

昨年度から保育所民設民営化を進めるに当たって、保育所の建設に必要な面積や保育環境などを検討いたしまして、民営化対象の緑台保育所、鶴ヶ丘保育所、鶴ヶ丘東保育所、大根布保育所に関する地元町会、区会や保護者会などに順次説明会を開催して、ご理解を賜っているところであり、今後も引き続き開催していく考えでございます。

また、必要に応じてアンケート調査をする地区もございました。

既に実施した説明会におきましては、忌憚のないご意見やご質問を伺ってまいりました。特に「民設民営の保育所になったら保育料が高くなるのではないしょうか」、また「保護者の意見が民間保育所に反映されるのですか」など、保護者の方々のさまざまな不安や

疑問については保護者の皆様の思いを受けとめながら、一つ一つ丁寧に答えさせていただいております。

また、民設民営化された保育所に対する町の保育行政としての関わりについてでございますが、まず民間保育所法人の選定につきましては、社会福祉法人を主として選定いたしますことを考えており、そして保育サービスの充実、向上や運営の指導監督、保育所運営に関する第三者評価の導入の指導などを行うことなどをしまして、町の責任を果たすことも伝えてまいりました。

今後子供にとって安全・安心な保育環境を整えていくことに視点を置いて、関係者の方々と十分な話し合いを行い、ご理解を得たところから順次、民設民営化を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長【水口裕子君】 6番、北川悦子さん、答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

6番【北川悦子君】（議席より）1点だけ。すべて答弁はしていただきましたけれども、保育所の民営化に関して法人を選ぶ場合に、先ほど申しましたような例も出てきますし、また国のほうの動きも自由契約とか、また今運営費が一般財源化されてくるようなことも起こるかもしれないので、そういう中で法人選びに関しては本当に慎重にしていっていただきたいということと、どういうところがというのを情報公開を本当に早くちゃんとしていただきたいということを重ねてお願いします。

副議長【水口裕子君】 それはお願いでしょうか、答弁。

6番【北川悦子君】（議席より）答弁はいいです。

副議長【水口裕子君】 いいですか。

では、7番、夷藤満さん。

〔7番 夷藤満君 登壇〕

7番【夷藤満君】 議席番号7番、夷藤満。

先ほど来から、皆様におかれましては、私の自己管理が行き届かず風邪を引き大変ご迷惑をかけておりますことを改めて陳謝し、今年度最後の質問者でございますので、もうしばらくご清聴をいただきたいと思っておりますので、最後までよろしく願いをいたします。

それでは、平成20年第4回定例会において、町政一般質問の機会を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

答弁に当たります町長並びに部課長には前向きな答弁をお願いいたしまして、質問に入ります。

傍聴者の皆様におかれましては、足元の悪い中、早朝より引き続きの傍聴、まことにありがとうございます。

最初の質問は、自転車で町おこしということで、ことし9月13日から15日に第20回ツール・ド・のどと記念レースが内灘町を発着点に移し開催されました。これを受けて町長は6月定例会で、「自転車の町として脚光を浴び、町民挙げて自転車に親しむ機会としたい」と述べ、歓迎する考えを示されておられます。

ツール・ド・のど400は、雄大な自然と人情あふれる能登路を快走する大会として全国のサイクリング・自転車愛好者の人気を集めている大会でございます。昨年も1,200人の方々が参加をされております。今年度は第20回記念レースということもあり、昨年を200人以上も上回る1,423名の方々が参加をしておられます。

しかしながら、残念なことに内灘で開催されることがことしからという急なお話の中、内灘町の受け態勢が万全ではなかったのではないのでしょうか。その日は、内灘町の各小学校の運動会の日と重なり、時間帯も重なったということであり、議員の皆様も町民の子供を持たれる皆様も関心はあったのに、そこへ行くということができなかったと、とても残念に思うということをお聞きいたしました。

また、そういうことも重なり、観客が少し少なかったと、大会に出ておられる選手の方々からもそういう声も少し聞こえてまいりました。

今年度の大会が急速にこの内灘町に会場を移したことにより、大変なにぎわいを少し無駄にしたのではないかと、ちょっと残念な気持ちがいたしております。

また、来年度から正式にこの内灘町が発着点となるのであれば、先ほど述べたように6月定例会で町長は、「自転車の町として脚光を浴び、町民挙げて自転車に親しむ機会としたい」とおっしゃっておられますので、これをよい機会ととらえて、自転車で町おこしを考えてみてはいかがでしょうか。

この大会を町と町民の皆さんの手で盛り上げて、30回、40回大会、いや100回大会がこの内灘町で開催されるような心意気で頑張っていけば必ず成功するのではないかと思うのであります。そうすれば、全国に内灘といえば自転車の町、自転車が有名ですねと、だれもが、そう答えてくれるようになるのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、イベント期間中は県と協力をして県立自転車競技場を無料で開放し、町民の皆様になお一層自転車に親しむ機会を持ってもらうようなイベントを企画するなどの考えがないのでしょうか。

また、参加者に加え、多くの関係者が町にご来場くださいます。前夜祭や歓迎レセプションなどということを開くといった考えがないのでしょうか。やはりそこには、先ほど能村議員の質問の中にもありましたが、宿泊設備のこれからの充実も考えていかななくてはいけないのではないかという思いもいたします。

また、そのイベントの中で、今、町が町の顔とも言えるコミュニティバス、その中で愛称となっている「なだバス ナディ」の中のコミュニティマークとされる缶バッジや、いろいろな11種類のキャラクターをこの大会の

イベントの中で販売や、そしてイメージマスケットとして起用してもらう。そういったことができれば、大会を盛り上げていく中で今後いろいろなイベントにもこの企画が大きく役立ってくるのではないかと。そして、収入が得られないこのご時世でございますので、何か町にとって収入の一環ともなるのではないのでしょうか。まだまだ先のことというところではなく、あと1年しかないという考えで行動に移すことが大切ではないかと思うのであります。

これからは、国からの補助金や交付金を当てにはできません。企業誘致も、いま一つ先が見えないのが現実です。これからは自治体みずから収入源を発掘しなければならない時代です。みんなで知恵を出し合って協力していかなければ、これからの厳しい時代を乗り切り生き残っていくことは大変難しいのではないかと思うのであります。

平成3年第46回いしかわ国体で、この内灘町が自転車のメイン会場で当時の内灘高校自転車部、また金沢高校自転車部の皆さんが素晴らしい活躍と地域の皆さんが一つになり、大会を成功させた経緯もあり、そのときの選手で、今プロの競輪選手として活躍されている方もおいでます。

当時の内灘高校の自転車部の復活が生徒不足で悩む内灘町高校活性化策の起爆剤となればよいと、私は思います。

今求められている高校の姿は、やはり特色のある学校ではないかと思うのであります。我が町は、石川県で唯一自転車競技場のある町であります。他の町にないものがある。とても素晴らしいことでもあります。それをうまく利用しない手はないのではないかと思うのであります。

そして、ここに育った内灘の子供たち、なだっ子たちが、将来、全国のロード、バンクを快走する姿を思い浮かべてみてください。そして、そのこの子供たちが全国を駆けめぐ

ることによって、まさしく内灘の広告塔となって大きく成果を上げてくれるのではないのでしょうか。しかし、これだけではなかなか難しいものがあります。

先ほど来から多くの夢のようなことを語ってまいりましたが、1つは、能登有料道路にあるサイクリングロードが今まさに名前だけのものになっているのではないかと危惧するのであります。

老朽化で道路に亀裂が入り、アスファルトが割れているといった危険な箇所や、草でいっぱいになっている箇所があるということでもあります。整備の行き届いていないところが多くあり過ぎて、自転車愛好家からは今のままではとても快適なサイクリングは楽しめない、非常に残念だという声が上がっております。

また、向陽台公園にある仮称交通公園が、当時は多くの子供たち、そして交通ルールを学ぶ素晴らしい施設として活躍してきましたが、今は親子連れや自転車を楽しむ子供たちが全く見られない。本当に残念だという声が聞かれるのであります。

こうした愛好者の声を真摯に受けとめ改善していかなければ、本当に素晴らしい「自転車の町 内灘」と言えるようにはならないのではないのでしょうか。

直ちに関係機関と協議をして、危険箇所、悪い箇所などがあれば、速やかに対応していただきたいと思います。安全で安心して自転車を楽しめる町にしていくために、町長はどのように考えておられるのか。「自転車の町 内灘」の今後の計画をどのようにお持ちでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

次に、自転車に関連いたしまして、子供の自転車用ヘルメットを購入する際に助成金を出す考えはないかについてお伺いします。

ことし6月1日より、道路交通法が改正され、13歳未満の子供たちが自転車に乗る場合は、または自転車の補助いすに子供を乗せる

ときにはヘルメットの着用が努力義務とされました。既に京都府のように条例で着用を義務づけ化している自治体もあります。また、海外では、カナダでは18年前からすべての人にヘルメット着用を義務づけられております。

我が町でも公用車として新たに12月1日から5台の電動自転車が保健センターや包括支援センターで使われることになりました。町では、「自転車とエコの町」をPRするために走る広告塔として成果を期待しているということでありました。そうであれば、職員の人たちみずから子供たちのよいお手本となり、ヘルメットをかぶる努力をしてほしいと、私は思います。

今、町のホームページで、13歳以下の子供は自転車に乗るときはヘルメットの着用が義務づけられておりますと、道路交通法にのっとりしっかり掲載がされております。

そこで、私なりにいろいろな近隣の自治体で独自に補助金を出しているところがないか調べてみたところ、お隣の津幡町や金沢市の浅野川中学校では自転車通学をしている生徒、または部活動で練習試合に行くために自転車を利用しなければならない生徒にだけヘルメットの購入費を助成しているということです。全国的に自転車による重大事故が増加しているのが現状でありながら、自転車に対する国民の皆さんの安全意識が低過ぎることで、ヘルメットに対する認識がまだ足りないのが原因だと考えられるのです。

当然ながら、ヘルメットをかぶらないよりはかぶったほうが絶対安全だということを知っているにもかかわらず、実際になぜかぶっている人が少ないのかと調べてみたところ、一部で購入費の問題が出てまいりました。

自転車の競技に使うスポーツタイプであれば、1つ何万円もするという膨大なお金がかかるわけです。個人にとってその何万円というものは、自転車1台1万円ぐらいしかしないのに、ヘルメットが2万円、3万円という

金額になれば、どちらを買いますかと聞かれた場合に、やはりヘルメットはあきらめてしまうのではないかと。また、一般的に今中学校が先ほどから言いました浅野川中学校や近隣の自治体で登校に使用している子供たちのヘルメットは約五、六千円ぐらいで購入できるということですので、具体的にもしそういう気持ちがあるのであれば、約半分の3,000円ぐらいの補助ができないでしょうか。補助することにより、少しでもヘルメットをかぶって自転車に乗る子供がふえるのではないのでしょうか。

子供たちの中では、格好が悪い、友達がかぶっていないから嫌だという子供が実際にいます。皆さんももう一度よく考えてもらいたいのです。何が本当に一番大切なのか。やはり子供の命が一番大切ではないのでしょうか。

そこで改めてお聞きをいたします。これから「自転車の町」を目指す町として、13歳以下の子供たちが安全に自転車に乗って楽しく遊べるように、ヘルメットの着用をさらに推進し、ヘルメットを購入する際には補助をするといった考えがないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせいただいて、次の質問に移ります。

次に、県道松任宇ノ気線の歩道についてお伺いをいたします。

この歩道は、これまでも先輩議員の方々を初め、何度となく所管の委員会で問題にされ議論されてまいりましたが、一向に改善されないままであります。それは、向粟崎2丁目から清湖大橋下までの約500メートル間の県道の歩道で、大変に狭く、危険なところであるということでもあります。

その歩道を利用する方々が非常に多く、保護者の方々を初め、いろいろな方々から歩道に対する要望、相談を受けました。通学している中学生や鶴ヶ丘方面から浅電を利用している人が大変多く利用している歩道であります。この歩道は、本当に狭く危険だというこ

と。多分皆さんもよく利用してわかっていると思います。

中学校がこの道路を通学路として指定をしていないそうでございます。この県道を利用している近くに住む中学生に、この県道を通り中学校に通っているのはなぜかという質問を私はしてみました。そこで、直線距離にして一番近い、友達が一番利用している、みんなまで通っていけば、今話題になっていたり、近くで問題になっているいろいろな事件や事故に巻き込まれることはないということから、そこで皆さんで待ち合わせをしながら学校に通っているということが返ってまいりました。

そこでもう一つ聞いて見ました。この道を利用して危険だと思ったことはないかと尋ねたところ、子供たちは毎日危険を感じているということでありました。

早朝でありますので、仕事に向かう自動車を利用している方々が、大変スピードを出し横を走っていく。少し大きいトラックになると風圧で飛ばされそうになることもあり、毎日怖いという答えが返ってまいりました。

この歩道は、子供が2人並んで歩くことが少し困難なほど狭い歩道であります。かばんやリュックサックの荷物の多い中学生は、歩道に荷物をはみ出しながら歩いており、見ていて私も危険だとたびたび感じております。

清湖大橋から鶴ヶ丘、大根布にかけては歩道がしっかり完備されている中、利用の多いところが整備されないのはいかなもののでしょうか。この道路が町道ではなく県道であるがゆえに話が進まないのでしょうか。私も、この県道拡幅並びに歩道の拡幅は大変難しい問題ととらえておりますが、何もしないまま難しい難しいと見ているだけではいけないと思うのであります。何をするにも、ある程度の障害はあるのではないのでしょうか。こんなときこそ多くの優秀な職員の皆さんが知恵を出し、よい方法を考えていただき、そして私たちに教えていただき、よりよい方向でいる

いるな角度からこの県道拡幅、歩道の拡幅を訴えていかなければならないのではないのでしょうか。

雨が降るとわだちに水がたまり、歩道を歩いている人たちに水がはね、本当にひどい目に遭っている。道路自体大変に狭い道路ですから拡幅も大変に、先ほどから言っているとおり難しい。しかし、今何が必要か。歩行者の安全そのものだと私は考えます。子供たちの安全を、ぜひ歩道の拡幅を行い歩行者や自転車が安心して通ることのできる歩道を確保することが一番大切なのではないかと考えます。

八十出町長には、これから「自転車の町内灘」を目指していきたいと宣言されております。地域住民、子供たちが安全で安心して利用することのできる歩道にしていきたいと思っておりますので、町長のお考えをお聞かせください。

同じく県道松任宇ノ気線、清湖大橋高架下の交差点についてお聞きをいたします。

19年12月定例会で水口議員が横断歩道設置について質問をされております。その後どのように向粟崎区と話し合いをしたのか、お聞きをしたいと思います。

交通安全上、一番安全であるべき地下道が、今は、防犯上一番危険なところになってしまいました。昨年からことしにかけて、向粟崎小学校校下で不審者、痴漢が出没するという事件があり、子供たちは地下道が死角になるということで一部の人が利用しなくなったということも聞いております。非常に残念に思います。

また、地域の人たちは、子供たちが安全に安心して地下道を利用していただけのために、年に2回の清掃活動を行っております。以前より、この横断歩道設置については地元でも当然話し合いがされてきたわけですが、しかしながら、この県道がついたときに、またこの地下道をつくるときに地域との話し

合いの中でいろいろなことがございました。その中で、交通安全上、横断歩道よりも地下道のほうがよいのではないかという意見でまとめ、そういった中、横断歩道が設置されなかったということでもあります。

しかしながら、昨年12月の定例会で、水口議員の質問に対し答弁がされております。その答弁の中で、向粟崎高架橋下の横断歩道についてありますが、「当交差点地下道は、県道の交通量が多く、歩行者の横断中の交通事故を防止するために地元住民の意見も踏まえ横断歩道を設けず、地下道のみを設置した経緯がございます。このことにつきましては、地元向粟崎区でも現在議論がされているとお聞きしました。地元の理解を得た上で、県に速やかに要望してまいりたいと思います」とはっきりと答えていただきましたので、その後の経過についてお聞かせください。

1年経過した中、地元の理解が得られたのでしょうか。地元とは、区会のことをいうのでしょうか、それとも地域の住民の人たちのことを示しておられるのでしょうか。この点についてもはっきりお聞かせをいただきたいと思うのであります。

もう既に公安委員会に着々と話が進んでいるということであれば、大変喜ばしいことではありますが、そうでないようであれば早急に県に対し、また県に対して要望をお願いすべきではないかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後の質問になります。町道の道路線についてお伺いをいたします。

この件につきましては、私自身、昨年12月の定例会でも質問をさせていただきましたが、このままではいけないという思いからもう一度質問をさせていただきます。

最近では、どこの自治体でも道路線、いわゆる停止線、とまれといった交通安全に最も大切な道路線が財政難を理由に引かれなくなった、行われなくなったということござい

ます。これまでも町が交通安全ハザードマップ、交通事故マップを作成するなど、ここに持ってまいりましたが、こういったすばらしい地図で事故が多かったところ、そして町民に危険ですよというところをお示しいただいた地図が、残念なことに裏表ということではなかなか利用する機会がないということも実際事実ではありますが、財政難ということもあり、当時から縮小されたということもお聞きしております。

当時、これが発行されたということで、新人議員の方も余り見たこともない、役場職員の方も当時のものを見たことがないということで資料を探していただくのに、当時の人がやめていなかったりとかということではなかなか資料すら出てこなかったのも事実でございます。

そういったすばらしいものがつくられたのにもかかわらず、ここで示されている事故多発地帯や危険とされる場所に対してでさえ、今、道路線が消えかかっていたり、消えて見えなくなっているという非常に残念なことになっているのが現実であります。

町民の皆さんの安全・安心のためにつくられたハザードマップは、つくったらそれで終わりというのではなく、これからのこの町の交通安全、そして住民の皆さんの安全・安心のためにこの交通安全マップ、本当にすばらしいものであります。これを生かしていかなければ、まさに当時、企画調整課の皆さんが力を合わせてつくっていただいたものが宝の持ち腐れになってしまうのではないのでしょうか。

町は、道路を管理する義務があり、そのために道路をパトロールしているわけであり、緑台からこの大学にかけては幹線から大通り、そういったところに出るところにはしっかり停止線が引かれ、道路も完備されており、歩道もしっかり完備されております。しかしながら、先ほどから何度も私が訴えてお

る歩道が狭い県道松任宇ノ気線に接続する向粟崎やアカシア、鶴ヶ丘にかけては、ところどころ停止線が消えていて、ドライバーの方々が道路に頭をはみ出してとまり、大変危険だということでございます。財政難を理由に道路線をつけることが難しいというのであれば、年次計画を立て、優先順位を設けるなどして順次、町道すべてというわけにはいかないのであれば、せめて学校周辺の停止線などは最優先に整備をしていただきたいと思いますのであります。

春になれば、ピカピカの新1年生を、新入学生を迎えるわけであります。保育所や幼稚園のときとは違い、自分で学校に行かなければならなくなるのであります。車に気をつけて交通ルールを守りましょうと子供たちに教える前に、町がしっかり整備をしなければ子供たちに教えることができないのではないのでしょうか。

そこで、改めてお聞きをいたします。ハザードマップで危険とされる場所や学校周辺、交通量の多いところの点検を速やかに行い、道路線を引く考えはないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

これで私の質問を終わります。

大変聞き苦しい点がありましたが、よろしくお聞きをいたします。

副議長【水口裕子君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 夷藤議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私のほうから、自転車の町おこしを目指してということについてお答えいたしたいと思います。

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減が地球規模で課題となっている今、低炭素社会の移行への取り組み強化が世界的に求められているわけでございます。一方、メタボリックシンドロームに代表される健康維持の課題についても、自己管理としての運動が強く求め

られているわけでございます。こうした環境への配慮や健康増進の観点から、近年はとみに自転車への関心が高まっているようでございます。

この高まりの中で、第20回記念ツール・ド・のと400が石川県内外から、議員お話があったように1,400名を超える参加者を得まして盛大に開催されたわけでございます。

本年9月13日に本町の自転車競技場で行われた開会式におきまして、私は、改めて自転車への関心の高まりを実感をしてまいりましたし、また風を受けて疾走するカラフルなサイクリストたちの姿に感激もいたしました。同時にまた、自転車を通じて人々の交流の輪が大きく広がっていくことを期待したわけでございます。

議員提案でありましたように、こうしたせっかくの機会でありますから、自転車競技場を開放したらどうかということやら、選手たちの歓迎レセプションもやったらどうだというお話も提案もございました。町の活力あるいはにぎわいの創出に向けては、大きなチャンスということもありますので、ぜひとも皆さんのご提言をいただきながら取り組んでみたいと、こう思っているわけでございます。

本町では、昭和60年の全国高校総合体育大会、さらには平成3年の国民体育大会において自転車競技が開催され、昭和57年からは内灘サイクルロードレースが毎年開催されているわけでございます。そして、地元内灘高校からは多くの自転車競技選手が育っていることはご承知のとおりであります。自転車に関して申すならば、このように本町は石川県一の集積があると自負をいたしておるわけでございます。

こうした流れを受けまして、本年より町職員には自転車での通勤を奨励し、また公務用として電動自転車の導入も先般図ったところでございます。

21世紀は環境の世紀でもあると言われてお

ります。本町の目指すべき環境像であります「人にも地球にも優しい内灘町」づくりの一環として、さらには健康の保持増進に資する施策の一環として、町民への自転車利用の促進を呼びかけるとともに、自転車の安全利用の啓発に一層努めてまいりたいと存じます。

その条件整備として、安全で安心して自転車を利用できる道路環境の整備を図るために、海浜道路沿いのサイクリング道路を管理する県との協議を初め、自転車利用の促進を図るための各種の道路整備についても今後研究を進めてまいりたいと思っているわけでございます。

また、議員おっしゃるとおり、平成20年6月1日の改正道路交通法が施行されて、13歳未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者に対しヘルメットを着用させるよう努力義務が課せられたわけでございます。このことを受けて、今後内灘町では従来実施している小学校4年生を対象にした交通安全自転車教室の際にヘルメット着用を促し、さらには町広報誌ホームページなどを活用して改正道路交通法の周知啓発活動を積極的に展開していくこととしているわけでございます。

議員提案のヘルメット購入に対する助成制度につきましては、まずはヘルメット着用の啓発に力を入れますが、自転車利用の促進を図ると同時に、児童の安全を確保するとの観点から、今後その導入について前向きに検討してまいりたいと、こんなふうに考えておるわけでございます。

私からは以上でございます。

副議長【水口裕子君】 高木和彦総務部長兼まちづくり政策部長。

〔総務部長兼まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

総務部長兼まちづくり政策部長【高木和彦君】 私から、県道松任宇ノ気線の清湖大橋高架橋下横断歩道についてお答えをいたします。

この件につきましては、当時の横断地下道

建設の経緯もありますので、地元向粟崎区とも協議をし、横断歩道設置の要望書を今年1月18日に向粟崎区からいただき、町として1月25日に横断歩道設置の要望を津幡警察署長に提出いたしております。

また、歩道の切り下げなど関連土木工事も必要となることから、県津幡土木事務所に相談をいたしましたところ、信号機及び横断歩道の設置が決定すれば、歩道などの切り下げについては速やかに対応する旨、返答をいただいております。ただし、信号機の要望箇所が多いため、時間がかかっております。

今後とも関係機関に強く働きかけをしてまいりたいと存じます。

なお、地元住民の意見としては、向粟崎区長にその意見集約をお願いしたものでございます。

以上です。

副議長【水口裕子君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

都市整備部長【橋本稔君】 私のほうから、県道松任宇ノ気線の歩道についてと道路の白線及び通学路の止まれ表示についてお答えいたします。

県道松任宇ノ気線の当箇所は、歩道が十分に整備されていない状況であり、向粟崎2丁目地内から向粟崎小学校までの約500メートル区間は一部歩道がなく、また歩道が設置されていても大変狭く危険な状況となっております。町としても憂慮している状況であります。

そこで、石川県には向粟崎2丁目地内とアカシア1丁目地内の県道西側の歩道整備について早期に着手してほしい旨、要望を続けておりますが、石川県からは当箇所は県道の両側に住宅が張りついており、事業費、用地費、用地買収、建物補償等が非常に大きいと思われる、着手は大変難しいという返答をいただいております。

町といたしましては、今後もこのような状況を解決すべく歩道整備を早急に着手するように、引き続き強く要望を続けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、白線及び「止まれ」の表示についてお答えいたします。

先ほど議員質問の中でもありましたように、昨年も議員から質問がありました。町内の道路線につきましても、昨年と同じような答弁となりますが、道路の交通安全施設であります横断歩道や一時停止線の道路標示及び規制標識「止まれ」については、公安委員会が設置、管理を行っております。

また、道路標示のセンターライン及び案内標識については、道路管理者である町が設置、管理を行っております。

表示等が薄くなっている箇所については、現地の確認調査を行いそれぞれの管理者で対応してきておりますが、限られた予算の範囲で実施しているため先送りになっている箇所があるかとも思われます。

議員ご指摘の白線の整備、特に危険箇所、学校周辺の通学路の「止まれ」等の表示につきましては、現地確認の上、それぞれの管理者において対応してまいりたいと考えております。

実施時期については、雪解けを待ってやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

副議長【水口裕子君】 7番、夷藤満さん、答弁が終わりました。よろしいですか。

7番【夷藤満君】 (議席より) はい。

副議長【水口裕子君】 では、きょうはこれにて一般質問を終了いたします。

散 会

副議長【水口裕子君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6日から10日までの

5日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、明6日から10日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る11日は午後2時から本会議を開き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時36分散会